

総務文教委員会

平成24年 9月12日（水）

総務文教委員会

日 時 平成24年 9月12日(水) 午前10時00分開会—午後3時53分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 反保委員長、竹原副委員長、川端、奥野、小川、田島、中原、辻下
道工副議長、鍛冶監査委員

欠席委員 なし

傍聴議員 竹内、豊国、和田、出口

出席理事者 田代町長、中口副町長、笠間教育長、
南まちづくり戦略室長、白井総務部長兼財政改革部長、
古谷教育次長、谷下危機管理監、
村上総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事
保井まちづくり戦略室理事、中田総務部理事兼総務課長
四至本財政改革部理事兼行革推進課長、
一本教育委員会事務局理事兼文化センター所長兼青少年センター所長、
早野まちづくり戦略室副理事兼企画担当課長、山路教育委員会事務局指導課長
相馬財政改革部財政課長、阪本(隆)財政改革部税務課長兼行革推進課長、
今坂まちづくり戦略室秘書人事担当課長、竹下教育委員会事務局生涯学習課長、
福井教育委員会事務局学校教育課長、廣田会計室会計課長、
阪本(正)総務部人権推進課長、森長教育委員会事務局指導課参事、
天野教育委員会事務局淡輪公民館長、竹原財政改革部行革推進課長代理、
末原まちづくり戦略室危機管理担当課長代理、
寺田教育委員会事務局学校教育課主幹、南総務部総務課係長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

反保委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

本日の出席委員は8名、全員出席です。理事者につきましても全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより総務文教委員会を開きます。

9月5日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案10件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。なお、発言者につきましては必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いいたします。

また、質疑についての理事者の答弁は、所属部署と氏名を言ってからお願いいたします。

議案第50号「平成24年度岬町一般会計補正予算（第3次）の件」のうち、本委員会に付託された案件について議題とします。本件について、担当課から説明を求めます。

相馬財政改革部財政課長 それでは、総務文教委員会資料の1ページをごらんください。

平成24年度岬町一般会計補正予算（第3次）のうち、総務文教委員会に付託されました歳入歳出予算につきましてご説明をいたします。

まず、歳入予算でございます。

10、地方交付税、1、地方交付税、地方交付税といたしまして4,293万1,000円を減額計上するものでございます。

内容といたしましては、普通地方交付税の決定に伴います減額措置でございます。

中田総務部理事兼総務課長 続きまして、15、府支出金、2、府補助金、1、総務費府補助金、総務管理費補助金、介護基盤緊急整備等臨時特例基金特別対策事業補助金としまして807万3,000円の増額補正を行うものでございます。

内容につきましては、歳出でご説明申し上げます。

相馬財政改革部財政課長 続きまして、19、繰越金、1、繰越金、前年度繰越金といたしまして1億601万3,000円を計上するものでございます。

内容につきましては、平成23年度決算の確定に伴います繰越金を本補正予算の財源とするものでございます。

末原まちづくり戦略室危機管理担当課長代理 続きまして、20、諸収入、3、雑入、1、雑入、消防団員退職報償金としまして48万4,000円増額補正するものでございます。

内容としましては、消防団員の退職に伴う退職報償金としまして、消防団員等公務災害補償等共済基金より48万4,000円が給付されるものであります。

相馬財政改革部財政課長 続きまして、21、町債、1、町債、臨時財政対策債といたしまして764万2,000円を減額計上するものでございます。

内容につきましては、臨時財政対策債の起債限度額の決定に伴います減額措置でございます。

以上、当委員会付託分歳入合計といたしまして、6,399万7,000円の補正予算を計上するものでございます。

大山議会事務局長 続きまして、歳出です。委員会資料の2ページをごらんください。

1、議会費、1、議会費、議会運営費としまして26万8,000円の増額補正を行うものです。

内容としましては、議員の皆さんの災害対策用の被服を購入するものでございます。

今坂まちづくり戦略室秘書人事担当課長 続きまして、2、総務費、1、総務管理費、1、一般管理費、一般管理費人件費としまして27万円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、平成24年7月末をもって退職しました1名分の一般職退職手当であります。

同じく、1、一般管理費、人事事務一般管理費といたしまして95万8,000円の増額補正を行うものです。

内容としましては、台風などの災害時配備職員へ貸与すべき作業服や雨がっぱなど不足しているものを貸与するものです。貸与数につきましては、夏作業服の上着が80人分、夏作業服のズボンが82人分、ベルトが66人分、雨がっぱが73人分、長靴が66人分でございます。

参考に、貸与期間につきましては、岬町職員被服貸与規定により、作業服は3年、雨がっぱと長靴がそれぞれ5年となっております。なお、今回は、貸与期間を過ぎていても使用可能なものについては貸与対象外といたしております。

中田総務部理事兼総務課長 続きまして、4、財産管理費、集会所維持補修費のうち、修繕料としまして311万2,000円、機械器具費としまして496万1,000円、合わせまして807万3,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、歳入でもございますとおり、大阪府の介護基盤緊急整備等臨時特例基金特別対策事業補助金を活用し、高齢者や障がい者等を地域で支援するための活動の

拠点となる集会所の修繕及び備品購入に係る補助金を受けるため増額補正を行うものでございます。なお、補助率は10分の10となっております。

本町には、住民福祉の向上及び地域の支え合い活動の拠点となる集会所が36カ所ございまして、いきいきサロンやふれあい喫茶など、高齢者や障がいのある方々が身近な場所で地域住民、ボランティアと参加者が気楽で楽しい仲間づくりの場として使用いただいております。

このような中で、今回、本補助金を活用し、より集会所を使用しやすくするため、13カ所の集会所については和式便座から洋式便座の改修及びトイレ内や玄関付近への手すりの設置を行うものでございます。また、10カ所の集会所には冷暖房機を設置するものでございます。

なお、その他の集会所につきましても、現状の設備等の状況をお聞きしたところ、現在のところ改修箇所がないものでございます。

保井まちづくり戦略室理事 続きまして、7、企画費、マスコットキャラクター制作事業といたしまして、53万2,000円の補正を行うものです。

この事業は、岬町のマスコットキャラクターをつくることで、観光やスポーツ、文化などの町のさまざまな魅力を広く内外に発信することで、岬町への来訪者の増加を図るとともに、まちに対する愛着を深めてもらうことを目的とするものです。

実施する体制は、中堅、若手職員によるプロジェクトチームを設置して取り組むもので、デザインや名称は全国から募集し、外部有識者等による選定委員会を設置して決定いたします。

補正予算の内容といたしましては、マスコットキャラクター選定委員会報償費が9万9,000円、マスコットキャラクター優秀作品謝礼8万円、普通旅費3万円、印刷製本費8,000円、通信運搬費5,000円、広報配送手数料2万7,000円、商標登録手数料28万3,000円でございます。

詳細について説明いたします。選定委員会報償費は、五、六名程度の委員で3回の会議を予定しております。優秀作品の謝礼の内訳でございますが、最優秀作品が5万円、優秀作品などが1万円の3作品となっております。旅費でございますが、選定委員会3回分を予定しております。印刷製本費は、作品募集にかかる広報掲載費用です。通信運搬費は作品入賞者への通知及び選定委員への開催通知の送付費用です。広報配送手数料は、作品募集の際の広報配布の費用です。最後に、商標登録手数料でございますが、弁理士等を介し

ますと費用が高額となるため、職員みずから手続を行うもので、内訳といたしましては、商標出願費用が5万5,000円、商標登録費用が22万5,600円、郵送料その他諸経費が2,740円となっております。

阪本（隆）財政改革部税務課長兼行革推進課長 2、徴税费、2、賦課徴税费、町民税過誤納返還金を294万3,000円増額補正するものでございます。

内容といたしましては、法人町民税の確定申告に伴いまして、前年度に納付された予定申告の納付済みの税額に還付が生じたため補正するものであります。

平成23年11月に予定申告納付を行った法人が、本年6月決算において赤字決算したことに伴いまして、当該法人に対する予定申告納付分の還付が必要となり、予算額に不足が生じたため増額補正をお願いするものでございます。

末原まちづくり戦略室危機管理担当課長代理 続きまして、9、消防費、1、消防費、1、消防総務費、消防総務費としまして、消防団員の退職に伴う退職報償金61万5,000円を増額補正するものでございます。

内容につきましては、本年7月31日をもって1名の消防団員が退団されたことによる消防団員の退職報償金でございます。

財源内訳につきましては、歳入でご説明させていただきましたとおり、消防団員等公務災害補償等共済基金より48万4,000円、一般財源より13万1,000円でございます。

続きまして、消防広域化準備経費といたしまして1,030万3,000円を計上いたしております。理由につきましては、平成24年7月30日に開催されました泉佐野以南の3市3町の首長による第3回泉州南ブロック消防広域化協議会でご承認いただきました平成25年3月31日、新消防組合設立に向けて、消防広域化に伴う初期費用について各構成市町の負担割合に基づく負担額と合わせまして各構成市町が単独で整備する部分とに分け、岬町が負担すべき額を計上させていただきました。

内容につきましては、消防広域化初期費用のうち、まず阪南岬消防組合負担金としまして140万4,000円を計上しております。これは、阪南岬消防組合の単独整備分としまして、庁舎及び車両の名称変更に伴います表示変更費用とユニホームなどの既存貸与品のネームの統一費用を阪南岬消防組合負担金として、岬町分を計上させていただいております。

また、消防広域化準備負担金としまして889万9,000円を計上しております。3

市3町が共同整備する新規統一貸与品関係費用、情報システム関係費用、庶務関係費用、指令装置整備関係費用の4項目につきましては構成市町が全体の費用を負担割合で按分した額としまして、岬町分889万9,000円を計上させていただいております。

続きまして、3ページをお開きください。

4、災害対策費、災害対策人件費としまして44万4,000円の増額補正を行うものです。

内容としましては、6月19日の台風4号に伴う警戒配備による超過勤務手当として、超勤対象職員9名、19時間、4万4,171円及び6月21日から22日の大雨に伴う警戒配備による超過勤務手当として、超勤対象職員26名、144時間、39万8,930円でございます。

続きまして、災害対策費としまして38万2,000円の増額補正をするものでございます。

理由といたしましては、現在、本部員の災害に対応する被服は統一されておらず、これまで町から支給貸与していただいております作業服を着用して災害時に参集している状況であります。その作業服は統一されておらないのが現状であります。

ひとたび災害が発生すると直ちに活動に従事できるよう、可能な体制を取らなければなりません。特に本部員は自己の職務に最善を尽くすとともに、本部員の一人であることを自覚し、一丸となって進んで積極的に支援に当たらなければなりません。

そのために、組織及び機能の全てを挙げて防災活動に従事する必要があることから統一した被服を議会議員の皆様とともに岬町職員被服規定に基づき、本部員の被服購入費として計上させていただいております。

内容としましては、消耗品38万2,000円を災害対策本部員に係る被服貸与20名分として計上させていただいております。

今坂まちづくり戦略室秘書人事担当課長 続きまして、10、教育費、1、教育総務費、2、事務局費、事務局人件費としまして91万8,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、教育長の任期満了に伴う退職手当でございます。対象となります期間につきましては、昨年の10月からことしの9月の1年間でございます。

福井教育委員会事務局学校教育課長 続きまして、2、小学校費、小学校管理費としまして306万4,000円を増額補正するものです。

内容といたしまして、淡輪小学校の校内放送設備ですが、昭和51年に整備されました

が、避難訓練の本年7月2日には校舎一部の棟に放送が入りませんでした。そのため、メーカーで調査したところ、現設置製品は昭和55年に生産が中止し、昭和63年には保守メンテナンスも終了となり、部品の入手も不可能と判明いたしました。

そのため、緊急時には不測の事態が生じる恐れがあるため、淡輪小学校で使用している放送機器を変える必要がありますので、取りかえをするものです。

4、幼稚園費、幼稚園管理費としまして74万9,000円を増額補正するものです。

内容としましては、園児に対する支援教育介助員を雇用するものでございます。幼稚園では3歳児で入園した園児が言語能力のおくれが目立ち、コミュニケーション力が低く、本人がけがをする可能性があり、園児を単独で観察して支援する必要があるので計上したものでございます。

以上、当委員会付託分としまして、歳出合計2,925万1,000円を計上するものであります。

相馬財政改革部財政課長 続きまして、地方債補正の変更でございます。先ほど歳入予算でご説明いたしましたとおり、臨時財政対策債の起債限度額の決定に伴いまして、起債限度額をこれまでの3億3,195万1,000円から3億2,430万9,000円へと変更を行うものでございます。

平成24年度岬町一般会計補正予算（第3次）のうち、総務文教委員会に付託されました歳入歳出予算の説明は以上でございます。

反保委員長 どうも説明ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

中原委員 資料の1ページの消防団員退職報奨金にかかわってお尋ねいたします。消防団員の現在人数を確認したいと思います。

それから、資料の3ページ、教育費の最後の臨時職員賃金についてお尋ねします。介助員の配置ということで、これは必要な措置であるというふうに認めるものでありますけれども、勤務時間数等についてご説明をいただきたいと思います。

反保委員長 谷下危機管理監。

谷下危機管理監 消防団員数についてお答えさせていただきます。

年度当初111名の団員数がございました。今回、1名の退団によりまして、110名。

内訳が、そのうち女性消防団員が14名おられます。

反保委員長 臨時職員の内、福井学校教育課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 先ほど、委員ご質問の勤務日数のことについてですが、この補正にかかる分につきましては、平成24年9月27日から平成25年3月31日までの開庁日となっております。

時間につきましては、8時半から14時30分までとなっております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 消防団員について、1名退団されたということですが、今後、団員の方をさらにふやすという必要があるのでしょうか。

それから、もう一つ、臨時職員の賃金について、今、ご説明をいただきましたが、努力もされて、配置されたというふうに思いますので、これは評価したいと思いますけれども、また今後も必要に応じて人員の配置に努力していただきたいと思います。

反保委員長 谷下危機管理監。

谷下危機管理監 まず、最初の増員の予定はということですが、これにつきましては、団長を初めとします団員が各地域の中で区長さんにもお話をさせていただき、団員募集をできるだけ多くしていきたいということも連携を取りながら対応しているところでございます。

また、今後につきましても、鋭意、そういう周知をしながら団員の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

反保委員長 ほかにございませんか。奥野委員。

奥野委員 マスコットキャラクターの件で、1点だけお聞きしたいと思います。

今回の予算の内訳を見てますと、選定に絡む委員さんの報酬とお礼の金額もろもろですけど、実際、よく縫いぐるみというんですか、ああいうのをあちこちでつくってられると思うんですが、その辺の費用が入ってないように思いますが、その辺つくるのか、そのあたりの費用的なものはどうされるのか、今の決まってる段階で結構ですから。

反保委員長 保井理事。

保井まちづくり戦略室理事 マスコットキャラクターにつきましては、外部有識者等で今後、選考を行ってまいります。

その中で、どのようなキャラクターになり、どのようなイメージになっていくかを定めた中で、制作費につきましては、その後、計上させていただきたいと考えております。

反保委員長 ほかにございませんか。田島委員。

田島委員 ちょっと関連になってしまったんですけども、マスコットキャラクターの分の選定委

員会の委員メンバーさん6名って聞き及んでるんですけども、6名の内訳、どういう方が入ってるか、わかればちょっと教えてほしいのと、そして、この選定するに当たって、やはり住民さんからの一般公募という考えはなかったのか。この2点まず教えてください。

反保委員長 保井理事。

保井まちづくり戦略室理事 委員構成につきましては、デザイン関係者につきまして2名、学識経験者が1名、また美術関係の人が1名、商工関係などから1名、また必要に応じて1名という形で考えております。

田島委員 公募の考えは。

保井まちづくり戦略室理事 広く公募していきますので、大阪府のミュージアム構想というのがありまして、そこと連携いたしますと、デザイナーで大体8,000人ぐらいおられますので、大阪府のいいデザインプロジェクト100というものを活用しながら、町内だけでなく町外に広く周知し、大阪府のホームページでも募集内容を掲載していただくことで、デザイン関係団体への周知、8,000人程度のデザイナーがおるといふふうに聞いておりますので、そのような分野も活用しながら広く募集をしていきたいと考えています。

反保委員長 田島委員。

田島委員 余りデザインとか、そういうでき合いばかり求めていたら、本当の岬町のキャラクターというのは何やということになってきますわね。

やはり、できふでき別じゃなしに、岬町にとっての看板ですからね、その点は考えた上でのことかということちょっと疑問視するんですけども、やはり、デザインとか、一流の方とか、学識経験者、それは立派なことではできるけども、ただ岬町のキャラクターは本当にその方たちができるんか。岬町を知らない人がそういうことを作り上げることできるかということ、私も一応物づくりしてる経験上、やはり、物をつくるには地元を知らんと物つくれないと思うんですわ。そういうことで、この6名の方は本当に岬町の方であるのか、ないのか。

そしてもう1点、先ほど奥野委員が質問してたんですけども、制作に当たってのキャラクターの部分が53万2,000円、しかし、実際もしできたとしたら、どういうものをつくるのかという、大体、本体をつくるのにはどの程度予算組まなければいけないのかという、そういう漠然とした金額もある程度答弁してもらったほうが住民としたら安心もするし、金額がわからなければどの程度、結局、寸法による、そして制作日数にもよる、それで金額が違ってきますので、この検討委員会の方が途方もないアイデアを出していただ

いたら、53万円以上の、かなりの金額が要った場合、これは困りますわね。

そういうことで、岬町に身分相応なものをつくるということから、やはり住民から公募をすべきやと思うんですけど、いかがですか。

反保委員長 保井理事。

保井まちづくり戦略室理事 住民の公募につきましては、当然行うところでございまして、岬だより等で行います。

ただ、さらに町外からも求めたいので、その際は、岬町の特徴、概要を示した案内を一緒に出して啓発していく予定でございまして。

また、今後の制作費ですが、今回につきましては、登録商標とか、選考委員会とかの経費でございまして、今後、制作につきましては他の自治体ではおおむね80万円から100万円とか言われております。できるだけ岬町の特徴を活かして、コストも努力しながら、今後制作に努めていきたいと考えております。

田島委員 いいものをつくるよう、要望としておきます。

反保委員長 ほかにございせんか。中原委員。

中原委員 資料の2ページの消防の広域化の準備経費についてお尋ねしたいと思います。

説明の中で、第3回の協議会で確認をした費用について分担すると、支出するということがあったかと思えますけれども、その第3回の協議会の資料を以前いただいておまして、それと比較して確認するんですけど、そのときに、初期費用の内訳についてという資料がありまして、そこでは、岬町の補正予算額としては1,285万9,696円という金額が書いてあるんですけど、ここに書かれている金額と少し違いがあるんですけど、その違いは何かということを確認したいと思います。

反保委員長 谷下危機管理監。

谷下危機管理監 その差につきましては、3市3町が広域化を進める上において、それぞれの財政部局のほうで必要な費用経費等につきまして再度精査しております。

そういったことから、最終的に若干当初お示しさせていただいた金額よりは差が出ている状況でございまして。

反保委員長 ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

中原委員、反対。

中原委員 本予算につきましては、先ほど質疑で申し上げましたとおり、幼稚園への介助員の配置や説明の中でお聞きしました災害対策の問題等々、必要であるというふうに認められる経費が多くを占めていると判断しておりますが、今お聞きしました消防の広域化の初期経費に係る予算について計上されていることから、現時点においては賛同しかねるという立場であります。

消防の広域化については、この後、二つ議案が控えておりますので、そこで広域化のメリット、デメリットについて詳しく質問させていただいて確認させていただく必要があると思いますけれども、広域化が正式に議会で広域化に係る議案が可決されていないという段階においてこういった予算が計上されるということに対して賛同できないという考えがありますので、反対という結論になりました。

反保委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第50号「平成24年度岬町一般会計補正予算(第3次)の件」のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

反保委員長 挙手多数であります。

よって、議案第50号のうち、本委員会に付託されました案件は可決されました。

続いて、議案第53号「阪南岬消防組合の変更に関する協議の件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 それでは、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 本件については、消防の広域化を前提にした案件であるということになりますので、幾つもの点について、ここで確認をさせていただきたいと思います。

少し質問たくさん用意しておりますけれども、この消防の広域化に係りましては住民の命と財産を守るかどうかという重大な問題でありますので、委員の皆さんにはぜひともご協力をいただきたいと思います。

まず初めにお聞きしたいのは、この泉州南ブロックという地域になりますけれども、これ以外の大阪府の北、東、南河内については広域化しない方針のようでありまして、ほかの地域について、どうして広域化しないというふうになっているのか確認をしたいと思っております。

反保委員長 谷下危機管理監。

谷下危機管理監 ほかのところで広域化が進んでいないという状況でございますけれども、大阪府下におきましては、泉州ブロックが広域化を進めております。それ以外にも南河内の協議会が、現在あるわけですが、それ以外にそれぞれのブロックで、協議は進めておるとい状況がありますが、大阪消防庁構想の関係もございまして、現在、他のブロックは動向を注視しているような状況であり、

休止という状況がございますので、また、我々の動きをこれから示しまして、各ブロックでの話が進んでいくのかなというふうには期待しているところでございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 ほかの地域はちょっと私、どうして進んでいないのかということについては詳細には把握していないんですけれども、やはり財政の問題が一つはあるのかなというふうには思っておりますが、住民的な議論が全くなされていないというふうに思いますので、ちょっと時期尚早かなというふうな印象も受けてるところなんです。

続いてお聞きするのは、以前お配りをいただいた泉州南ブロックの広域消防運営計画(案)について、これを中心にお聞かせをいただきたいと思いますが、まず、現場への到着時間についてお尋ねをしたいと思っております。

その計画の中では、現場への到着時間が早くなるということが述べられているんですけれども、泉州南の地域の中でいいますと、岬町が一番端っこに当たるわけですので、どう考えても早くなるということは考えにくいんですね。

また、他の市町村との境界に近い部分で、例えば火災が発生した場合に近隣の連携が取れるということも書かれているんですが、それは岬町の場合は既に阪南市との連携は取れているわけですから、この広域化によるメリットっていうのがちょっと見えないんですけれども、そのことについてはどのようにお考えになっておられるかお尋ねしたいと思います。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 ご質問の主旨はレスポンスタイムの問題でございます。以前、ご説明しました、広域化に伴う実施計画において、阪南市と岬町との間には空白区域がございます。

これにつきましては、阪南市と岬町とが消防組合を結成するときからの課題でございます。これについて引き続き協議中でおったということでございます。

しかし、今回の広域化計画は泉佐野以南の3市3町での大きな広域化になりますので、その中で再度、署の配置を検討するということが実施計画の中で盛り込まれておりまして、その中では今、課題となっております阪南市と岬町との境界付近に新たな署を再配置するということが実施計画の中で、そして5年以内に実施するという計画内容となっておりますので、5年以内に新たな署の整備を図るものとするということがきちっと実施計画の中で明記されておりますので、今回の広域化によりまして、この空白区域については解消できるものと考えているところでございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 計画を見せていただいております、それは確かに大きなメリットになるというふう感じたところであります。

5年以内に阪南岬の間の空白を埋めるということで1カ所署所の配置を検討されているようでありますけれども、そうすると、財政負担も生じるかなと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 今回の広域化に伴います財政負担、これにつきましては前にもご説明申し上げましたとおり、平成21年度、平成22年度の決算並び平成23年度の予算の平均額を各団体の広域化に伴う負担額として持ち寄りまして、その予算の範囲内で広域化を実施するという計画で、広域化の発足に当たりますので、新たな財政負担については伴わないということで広域化を実施する予定でございます。

今後の広域化した後の財政負担の問題ですが、これにつきましては広域化に伴うメリット、財政的なメリットも十分考慮されているところでございますので、それらメリットを踏まえた上で3年から5年をめぐりまして財政負担について再協議するとなっているところでございます。

その中において、当然、今、ご質問のありました実施計画に盛り込まれた署の配置計画

につきましてもそれに係る経費等について試算されると思います。

そして、最終的に広域化のメリット、また新たな広域化による地方交付税における財政需要等踏まえた上で財政負担が今後決められるものと考えているところでございます。よって、それにつきましては、広域化3年から5年経過した段階で判断されるものと考えております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 ただいま、財政負担についてお聞かせいただきましたけれども、3年から5年の後に負担がふえるということもあり得るといふふうに捉えていいのでしょうか。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 財政負担の問題につきましては、広域化をスタートしたときは、新たな財政負担を伴わないということで広域化いたしますけども、その後の広域化に伴うメリットの生まれかたが、どの程度生まれるのか、また反対に、今、ご質問のありました新たな署の配置にかかわります用地とか建物とか、そのような経費についての財政負担がどうなるのか、それらにつきましては、今後、試算結果を消防組合の中で検討され、そして消防議会の中で審議されるのではと考えております。

広域化の財政負担が増える、増えないにつきましては、広域化後、当面の間は増えることはありませんが、3年から5年経過した後の財政負担については見直しの内容については未定ということでご判断いただきたいと思っております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 3年から5年より後の見直しについては不透明であるということですね。

それから、もう少しお聞きしますが、この計画の中でスケールメリットを生かして大規模災害にも対応ができるということをPRされているわけですが、その説明の中で、ここで言う大規模災害とは、直下型などの地震災害ではなく、複数の建物が炎上する、または多数の傷病者が発生するなど、身近に起こると予想される大規模災害を言うというふうに書かれているんですが、ちょっとイメージが私わかりませんが、単純かもわかりませんが、大規模災害っていうふうに聞くと、やはりまだ東日本大震災からちょうど1年半という時期でもあることもあってか、すぐ地震とか津波とかそういうことを想定してしまうんですが、岬町における大規模災害っていうのは、具体的にはどんなことが想定されるのでしょうか。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 大規模災害につきましては、消防組織法などにも定義がないと思います。

まず、消防庁発行のパンフレットに記載している内容におきましては、まず、火災の類焼予想面積が500平米を超えますと、消防車が約10台出動しないと鎮火が長びくのではないかという内容になっております。

ただ、その10台を出動させることは、小規模な、例えば阪南岬の場合でしたら、とても難しい問題となっておりますので、そういう問題につきましては、今回、広域化によりまして、泉南市、また熊取町消防本部から応援をいただいて一度に出動体制を整えることができ、そして、こうした一般家庭ではなくて、ちょっと大きな500平米ぐらい超える大きな火災が予想される場合でも一気に出動して鎮火に当たることができることが今回想定されるところでございまして、具体的には、阪南岬の消防組合では、今、2隊が出動できることになっておりますが、広域化によりまして、一気に、五つの隊が消火に当たることができるということになりますので、例えば震災などの大規模災害というのには難しい問題なんですけども、それ以外の災害に対して広域化によって対応できるのではないかと考えておるところでございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 今、お答えいただいたことですけれども、隣接する市町村、都道府県もそうですけれども、大規模な災害等が発生した場合は連携して解消に当たるということで、そういった協定のようなものを既に結んでいるわけですね。それでは、対応できないのかという疑問があるんですけど、そこはいかがでしょうか。

連絡が一発で済むということをおっしゃるのかもわからないんですけど、連絡を回していくことにそんなに時間が必要なのかなという疑問があって、今既につくられている協力、連携体制のもとではそれは不可能なことなのか、そこはいかがでしょうか。

反保委員長 谷下危機管理監。

谷下危機管理監 協定におきます広域化につきましては、一定、自署の地域での災害に消防力を投入して、それでもなお対応しきれないという場合、応援要請を求めるというものでございまして、広域化が始まりますとそういうことがなく、先ほど部長も説明させていただきましたとおり、3市3町の組合組織が集結しまして、その対応の任に当たれるという即時性と言いましょうか、広域化による消防力、そういうところが大きなメリットではないのかなというふうに考えております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 ちょっと話がそれますが、先ほど、現在だったら2隊出動することになってるのを5隊出動できるようになるんだという説明ありましたが、それはどんな規模の災害であっても5隊、ぱっと出ていくということなのか、5隊すぐ出ていける準備をしておいて、その規模に合わせて5隊以内で動くのか、ちょっとその点について、話がそれますが確認させてください。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 火災が起きましたときの出動体制ですけれども、現行では、今、泉佐野消防本部が3隊、そして、泉南市も3隊、熊取と阪南岬は2隊ということで、それぞれ各消防本部が火災の現場に出動することができる状態になっておりまして、広域化によりましてそれが5隊が一気に出動できる状況になることでございます。これは、あくまでも火災の状況に応じて、その管轄の、本町でしたら阪南岬消防長が判断するとなっておりますので、災害によっては、今後、広域化によりまして最大5隊まで火災現場に消火隊を出動させることができるというような計画内容となっているところでございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 引き続いて、人事に伴うことを少しお聞きしたいと思います。

人事のローテーションのことがこの計画の中に書かれておりまして、範囲を広くすることで人事の交流が行われるということの一つのメリットとして挙げられておりまして、人事のローテーション自体に異議を唱えるものではないんですが、この消防というお仕事について言えば、地理の熟知というのは欠かせないという問題になりますので、そういった点から人事のローテーションが可能になるということで、地理に不案内な方がそういった場所に配置されるというようなことになって住民に対して何らかの被害を及ぼすということにつながりかねないんじゃないかなという不安があるんですが、その点はいかがでしょうか。

反保委員長 谷下危機管理監。

谷下危機管理監 確かに、広域化に伴いまして、そういう部分が発生してこようかと思えます。

ただ、これにつきましては、361人の現有の人数を確保しつつ、その中で人事交流を図っていくということとなっております。

ですので、そういう弊害が起こらないような指導、また研修なりを重ねまして、その対応に当たっていきたいというふうに考えております。

反保委員長 ほかの委員さん、質疑ございましたら。ございませんか。田島委員。

田島委員 中原委員さんが詳細、きめ細かく質問していただいて、そして丁重な答弁していただいた中で、私が質問する余地はないんですけども、まず財政面と、そして今後の広域化のメリット、デメリットの部分について、ちょっと確認をしたいわけですね。

まず、財政面的に今現在、既存の阪南岬消防組合で運営しております。その部分についての現在の応分の負担額ですね、阪南岬の今、年間いくら負担してるということ。そして、今、議題となってる広域消防になれば、3市3町でどの程度の負担、応分の負担をしなければならないのかということは以前から全協等々でいろいろ説明受けて大体わかってるんですけども、やはり、委員会での質問と答弁を大事と思いますので、その答弁をいただいて、そして運営面について、この広域といえば、大体円であればお互い平等に司令室なり中心にあつたら、レスポンスタイムが平等にいけますけども、今回の大阪の場合は広域化いうても、縦長になるんですよ。この場合に、やはり当然、総合指令本部は泉佐野市となると思うんですね。

そのレスポンスタイムのおくれ、デメリットについては協議の中で町長が阪南市箱作の上にそういう分署を設置してくれと、かなり要望していただいたと。これは期限つきじゃないわけですね。ただ、期限をつけるということで、もし広域化すれば確か3年か4年以内にそういう建設をしてくれと、こういう提案していただいたのは賢明な提案であったと、私は個人的にはそう思ってるんです。

というのは、今、阪南岬で組合でやっておれば、当然応援体制になれば、阪南市、今の消防本部から岬町までの間は距離的にレスポンスタイムが長い、デメリットがある。

今回、広域化になれば、町長が提案したとおり、その分署が建設されればかなり応援体制が短時間で現着すると、そういうメリットがあるもので、広域的に作業的な運営面はメリットがございます。

そうして、機種についても3市3町の機種をいろいろ調整できると、そういうことで新しいものを買わずして既存の車両で応援体制、そして配備もできると、こういうメリットがあるわけですね。

ただもう1点、先ほど言うたとおり、今、阪南岬消防組合に幾らかかっているか、そして広域化にすれば岬町としてどの程度負担をするか、その金額的に概算で結構です、ちょっと、その点わかれば答弁していただきたいな。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 まず、平成23年度決算において阪南岬消防組合にかかる経費のうち、岬町が負担しております負担額につきましては3億215万5,000円でございます。

この中には、今後、広域化により不要となります阪南岬の組合議会費に係る部分とか、阪南岬で独自で整備している経費、それらを除いたものについて岬町が算出した負担額を広域化組合に平成24年度以降にお支払いするということが予定しているところでございます。

また、その額を新しい組合の予算額の総額で割りますと約9.1%ぐらいになるということでございます、岬町におきましては平成25年度に新たな組合にお支払いする負担額につきましては、先ほど申し上げました阪南岬の負担の額とほぼ同額または、それ以下の額ということでご理解願いたいと考えております。

反保委員長 ただいまの議案は、阪南岬の組合規約の一部を変更する、そういう規約変更の議案になってますね。

今、討論されてるのは泉州南の消防組合規約に、次の議題にそういう大きな議題があるんですけど、同じような内容の、ちょっと内容的には転換されてるように見受けられますので、一応、議案第53号の阪南岬消防組合規約の変更に関する協議の件に戻ってほしいなど、そういうように思います。

田島委員 委員長おっしゃる運営上の問題を指摘されてると思うんですけど、しかし、これを避けて次に行けませんので、やはり、組合を整理してから広域化へ進まなければ、組合残したまま広域化への話はできないと思うんで、その意味合いで私は話をするわけで、何も変則はしてません。

やはり、組合の関係のものも把握、整理せんと広域も行かれないし、放っておいては広域は入っては危険な話ですので、そういうことで誤解のないように一つお願いしたいと思えます。

ということで、財政的なそういう今の答弁で結構です。そして、町長が分署の部分について約束はされてるということは、ほごされるということはないと思うんですけども、それは進めていただくべき問題ですので、一つ、次の広域化の問題についてはその都度また質問したいと思います。

反保委員長 ほかの委員さん、ございませんか。中原委員。

中原委員 ただいま、委員長のほうからも運営上のことで一言ありましたけれども、田島委員お

っしゃったとおり、私もこれは消防の広域化が前提になっての規約の改定という議案ですので、やはりここでしっかりと広域化そのものについて是非を問うということが必要だと思いますので、あと2点ほどお尋ねをさせていただきたいと思います。

充足率の問題についてお尋ねをしたいと思います。消防力の整備指針の中で、消防力についての基準が設けられておまして、それに基づいて各市町村、また組合単位で消防力を充実させるべく配置をしているわけですし、岬町においてはハード面といいますか、車両だとかそういったところについては比較的充足率は高い。しかしながら、人員については充足率が低い、全国平均を下回っている状況にあるというふうに認識しております。

広域化によって、この充足率の基準が変わることになるんですね。人口規模に応じてさまざまな車両等の配置についての必要台数等が定められているわけなんですけど、岬町でいいますと、例えばですけど、消防ポンプ自動車で行きますと、阪南岬消防の規模、人口規模が7万5,000人程度でありますので、必要台数は6台、6台当然配置されているという格好になっておまして、広域化されたとすれば、泉佐野以南の市町、人口に応じた必要台数と見比べた場合に、ちょっと先々の懸念が発生しますのでお聞きしたいことがあります。

まず一つ、泉佐野以南の現有の消防台数は21台ということで間違いないかどうか1点確認したいということと、それから、各市町村で行きますと、その台数を恐らくお持ちだと思うんですが、人口の規模が変わってきて30万人規模という格好になりますので、そうすると、整備指針に基づくと、必要台数が14台になってしまうんじゃないかなというふうに思うんですね。

現有の各市町村の保有台数、今、21台であると思うんですけど、基準に照らすと広域化すると14台あればいいということになると思うんですが、まずこの見方について、私の見方について誤りがないかどうか確認したいと思います。これは一般的なルール上の問題ですので確認をさせていただきます。

反保委員長 谷下危機管理監。

谷下危機管理監 今回の消防力の指針に基づきます台数につきましては、多分、資料をお持ちだと思うんですけども、運営計画の23ページに記載しているところがございます。これにつきましては、次の24ページにも示しておりますように、現在、全ての本部におきまして、この指針に基づきます消防台数というのは確保されております。

ただ、今後、これは財政にも絡んでくるわけですけども、この広域化が進みますと予

備車とか、連絡車といったような車両が余ってきますので、そういった部分を一定整理をしていきたいというようなことになっております。消防指針で示されております部分につきましては、現在の保有台数はクリアされていると考えております。

ちなみに、阪南岬消防組合の現在の保有台数は、23ページの(5)に記載されています、内訳でいいますと、タンク車が2台、それからポンプ車が4台ございます。救助工作車が1台、水難救助車が1台、化学車が1台、はしご車も1台、救急車が5台ございます。このように一定それ以上基準をクリアしているという状況でございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 泉佐野以南の市町の消防署所で保有している現有台数が21台ということはそうですね。今、ご説明をいただいた運営方針の23ページとおっしゃってましたけど、そこに泉佐野、泉南、熊取、阪南岬の4種類の消防ポンプ車については台数が書いてあるんですが、これを足し算したら21台になるので、そういうことですね。そのようですね、わかりました。

現有台数が21台で、先ほどおっしゃられたとおり、広域化した後のポンプ車の基準の台数は14台というふうに基準が変わるわけですね、人口規模によって指針の基準が変わりますので。

ということになりますと、現有21台あるということが14台あればいいということに、広域化されたあとはなってしまうと思うんですね。そうなりますと、やはり消防力の縮小ということが心配になるんですけれど、そのあたりはいかがでしょうか。

反保委員長 谷下危機管理監。

谷下危機管理監 今、いわれております部分につきましては、この23ページで示しております消防ポンプ車につきましては、この基準で示す保有台数でございまして、基本的に現在の台数よりは上回っておるということでございます。

それと、今、中原委員ご指摘のように、14台あればいいのだから消防力の低下になるのではないかということなんですけれども、これにつきましては、広域時には現有の消防力を維持するということが大前提になっておりますので、それを堅持していきたいというふうには考えております。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 今の件につきまして、少し補足説明させていただきたいと思えます。

まず、消防台数などにつきましてはご質問のとおりなんですけれども、今後どうなるのかという問題なんですけども、財政関連の質問のときに申し上げましたけれども、負担金につきましては当面は現状を維持するというところでございます。

そして、広域化による職員数、また消防車の台数につきましても、構成団体が全て持ち寄りまして一つの組合となりますので、当面は、消防台数についても維持するというところでございます。

よって、消防台数につきましては、持ち寄ることによりまして消防力の基準台数を上回ることになると思われま。例えば、消防車もそうなんですけれども、救急車につきましても基準を上回るところでございます。これにつきましても当面はこの台数で、そして今後、見直し等については検討するという形ことございまして、すぐに消防力の基準を下回るようなことにはならないと考えてご理解いただきたいと考えております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 当面、現状維持するという事は、これまでも何度もお聞きして理解しているところなんですけど、私が心配するのは3年から5年後、経過した後でどうい見直しがなされるのかというところがやはり心配なんです。そこが非常に不透明なんです。

ただ、この場で、じゃあ3年から5年後どうってことは議論できない、また、そのときに議論するということになりましようから、ここでは消防力の低下を招かないようにということを要望するしかないのかなというふうに思いますが。

あと1点なんです、地域の中での消防団との連携について確認をさせていただきます。この消防団の問題で私がお聞きしたいのは最後でありますのでご協力をお願いしたいと思いますが、消防団については非常備消防ということで地域の中で非常に重要な役割を果たしてくださっているところでもありますけれども、この計画の中では消防団との連携については抽象的な表現にとどまっているなというふうに思うんですね。

消防団との連携をきちんとしないことには、やはり危機管理というのは指揮命令系統の一本化といいますか、それが非常に重要な部署でもありますので、そういう意味でもう少し明確に連携については考えていく必要があるんじゃないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

反保委員長 谷下危機管理監。

谷下危機管理監 この広域化になりまして、消防団との連携が薄れるのではないかと懸念だと思われんですけども、これはこれまでどおり、岬署が配置されておりますので、その岬

署と連携を取りながら、また岬署は本部と連絡を取りながら消防団と連携を図っていくこととなります。

これにつきましても、この広域化を進める上におきまして、我々の消防団とも十分協議をしております。それで一定、広域化における何か意見はないのかとか、そういったことも含めまして、協議をして今日を迎えているというような状況でございますので、これからもこの連携につきましても、懸念される低下という部分をご心配ないかなと思っております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 私は消防団との連携が薄くなるというふうには決して思っていないんです。岬町としても団と非常に連携を取って消防団のほうも尽力いただいていることもよく承知しているところですし、それは継続されることと思うんですが、広域化された場合に、統一された指揮系統ではなくなるということについて少し心配をしているんですね。

広域化された後も、恐らく実態としては消防団の活動については現状とそう大きくは変わらないのかなというふうには思うんですね。広域化されたからといって岬の消防団が泉佐野へいくと、そんなことは書かれていないわけですので、指揮命令系統でいいますと岬町内にとどまるということになりますから、これまでと同様になるかなと、薄くなるというふうにも考えておりませんし、一層の充実を求める立場ではありますけれども、広域化された場合に消防署所と消防団との分断にならないのかということが少し心配している点があります。

反保委員長 田代町長。

田代町長 ちょっといろいろと心配されていることはごもっともなことだと思います。

例えば、今おっしゃってる地域の消防団とのかかわりとか、そういったものがやっぱり地域との障害にならないかという不安、また、そうしたことが広域を行うについて問題点が出てくるということは、これはおっしゃるとおりだと思います。

しかし、そのために今後は広域の中で議会を設置して今後各自治体のほうから、議会のほうから各何名かずつの、町であれば2名、市であれば3名出させていただいて、消防の中でそういったことの議論を十分していただきたいと、このように思っております。

そんな中で、今、中原委員からいろんな不安材料を言っていたんですけども、ご理解を賜りたいのは、大阪府が平成8年、今から約16年前に、大阪府消防広域化基本計画を策定し、この基本計画に基づいてずっと進めてきた一つの流れがございます。

その中で一番やっぱり心配するのは、先ほど委員もおっしゃったような大地震、津波、また阪神淡路大震災、そういったものを踏まえて、今後、先ほど大規模災害とはどういうことなのかということをおっしゃっていましたが、大阪府が位置づけております今回の大規模の風水害とか、そういった大規模の事故の対応、そういったものについてやはり広域化することによって迅速な対応と、そして地域の消防団、常備消防とのいろんなかかわりが強化できるという意味合いから今回広域に踏み切っておるわけで、おかげさまで阪南岬と一緒に広域行政を進めた今日、やはり広域化したことによる大きなメリットはあったと思います。

例えば、救急車出動についても岬町で足りない分は阪南市から即こちらのほうへ回してくる、これはお互いに同じことだと思いますけど、さらなる広域化をすることによって、ある意味では阻害されるもの、地域との密着のかかわりが薄れてくる、そういった問題もあるかも知れませんが、今後は広域化することによって住民の安全、安心のためのサービスを提供するにはやっぱり財政との問題、いろんな組み合わせをしていくと、やはり泉佐野以南の広域行政を行うことが住民への安全、安心へのサービス、そして財政の軽減ということにつながっていくということで、デメリットもありますけれども、スケールメリットのほうが多いんじゃないかと。

それは、アンケートをとりましたら八十何%のスケールメリットがあるというアンケート結果をいただいております。岬町としては、阪南岬を解散をして泉佐野以南3市3町の広域化へ向けて行くということの行政の考え方でございますので、ご理解を賜りたいと、このように思っております。

反保委員長 以上でよろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 中原委員。反対でしょうか、賛成でしょうか。

中原委員 賛成しかねる立場であります。先ほど来、いろいろお聞きをさせていただいて、委員の皆さんにも長時間にわたってご協力をいただいて、委員長にも運営上のご配慮をいた

いたと思います。

いろいろお聞かせいただいて、メリットとを感じる部分もありましたけれども、大震災を受けて地域で消防力、防災力を強化していかなければならない時期に、広域化によってスケールメリットがあるというPRはありますけれども、やはり、私は地域、市町村単位で本来の消防を充実させるべきであるという立場から、先ほどのお答えでは残念ながら私の不安も払拭されなかつたので、今後、よく注視していく必要がある問題だというふうに思いますけれども、現時点においては賛同しかねるという立場であります。

反保委員長 ほかに討論ございませんか。田島委員。

田島委員 賛成です。

この議案が53号、次が54号の議案、これ連動してるわけですね。ということで、この53号のみで質疑等は、これはできないわけですね。53号と54号が連動してなくては結局、広域を進めるにはこの53号の組合を閉じないとあかんわけですね。そういうことで、こういう多岐にわたって質疑のとも当然ですわ。ということで、これは運営上、やむを得ないんですわ。

そして、この53号が没になってしまったら、本会議ありますけども、53号が没になったら、この54号に進めないわけですね。ということで、こういう皆が、意味合いの理解をするために、今、質疑に入ってるわけですね。ということで、中原委員は多岐にわたって質問して、そして自由に討論だと。

そういうことで、私は、この53号をぜひとも賛成して、そして次の54号等についても賛成をせざるを得んわけです。なぜかと言うと、やはり住民の生命、財産を守るのは、やはり消防力であって、そして先ほど管理監も言ったとおり、やはり1秒でも早く消火活動するには、やはり町長が先ほど分署の部分についても答弁していただいたということで、レスポンスタイムを短くするのが広域消防のそういう行動をとということを理解しましたので、本件については、私は当然、組合消防等については、この件については私は賛成をします。

そして、また次の54号についてはまた審議の上、賛成したいと思いますので、賛成討論としておきます。

反保委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第53号「阪南岬消防組合規約の変更に関する協議について」原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

反保委員長 挙手多数であります。

よって、議案第53号は本委員会において可決されました。

それでは、引き続き議案第54号「泉州南消防組合の設置に関する協議の件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

谷下危機管理監。

谷下危機管理監 恐れ入ります。もう既に先ほど審議に入ってしまいましたが、事前に早くお配りさせていただければよかったのですが、お手元に泉州南ブロック広域化協議会に関する資料といたしましてA4の一枚物で両面刷りした資料を配付させていただいております。

この資料につきましては、7月11日と8月7日の全員協議会におきましてご報告させていただきました、これまでの協議会の内容を再度取りまとめた資料でございますのでご参考にしていただければと思ひまして、配布させていただきました。引き続きご審議をお願いしたいというふうに思っております。

反保委員長 それでは、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 規約の第5条ですけれども、議会の組織についてお尋ねをしたいと思います。

この前の議案のところ、町長もいろいろあるけれど、広域の組合議会の中で議論してもらったらというお話ありまして、第5条で組合の議会の議員数を定められているわけですね。

この15人という人数は何か根拠があつての人数であるのか、その1点をお尋ねしたいと思います。

反保委員長 谷下危機管理監。

谷下危機管理監 この資料の定数15名といいますのが、3市3町でいいますと、おおむね29万7,000人の人口になるわけですが、大阪府内の消防組合の中で守口市、門真市の消防組合の管轄人口が約27万7,000人と、最も近いということもございまして、また

職員の条例定数も385人ということで、新消防組合の発足時の定員が361人で、これも近いということもございまして、こちらのほうが定めております議員定数の例によりまして15名程度が妥当ではないかということを議会事務局のほうにお示しをさせていただいて、これを一つの資料として事務局のほうから提案をさせていただいたという内容でございまして。

反保委員長 ほかにございませんか。田島委員。

田島委員 第5条の部分で、3市3町、市が3名、町が2名と、これはもうほぼ確定、間違いのないですね。この1点確認したいんです。

なぜかというと、以前、泉佐野市は市長の一任ということに決まっておったんで、それは整理されたんか、まずそれ1点、ちょっとお尋ねします。

反保委員長 谷下危機管理監。

谷下危機管理監 田島委員の、確定かどうかということですけども、この委員会資料の、先ほどA4一枚物でお配りさせていただいております裏面のほう、ナンバー3の議会関係の合意事項の内容ということで8月13日に、田島委員がおっしゃられますように、議会の議長、正副委員長が集まっていたいて一定整理をしていただきました。これを受けまして、8月15日に書面によりまして市3名、町2名ということ承認を頂き、これで確定をさせていただいたという状況でございまして。

反保委員長 田島委員。

田島委員 もう1点だけ、ちょっと確認もしたいんですけども、この説明の裏面の3の⑧組合議員の議員報酬等について書いてるんですけども、1町の方は無報酬でいいというような発言して、組合が受理してるんですけど、その後、どうなったんですかね。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 組合議会議員の報酬につきましては、いろいろご意見いただいたと消防組合などから聞いておりますが、最終的に議員報酬につきましては、今後、組合条例で定める全額をお支払いするということで決められたと報告を受けております。

それに基づきましてこの規約の中に関係規定を定めておりますので、ご理解願いたいと思います。

反保委員長 田島委員。

田島委員 岬町は報酬いただくというご提案させていただきます。そして、ある町の、お名前言われないけど、ある町はいただけませんとなってるんで、条例で支給したらその方困ると

思うんで、供託せなあかんのか、その点も一つ、ちょっと整理しといてくださいね、確認。
3町の問題ですけども。

これは大丈夫と思うんですけども、それでいけるんなら、これで私、賛成しますけども。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 議員の報酬の取扱いにつきましては、これはあくまでも構成団体の議会事務局と正副の議長様が集まった中で協議し、決定していただいたと聞き及んでおりますので、最終的な取扱いにつきましては規約に書いているとおり、組合議会において報酬条例が定められると思いますので、報酬を受け取る、受け取らないの問題につきましては、今後、その組合の中でご議論いただけたらよろしいのではと考えております。なお、参考にあくまでも給与債権は一応放棄できないという取扱いが通説でございますので、その辺も併せてご理解願いたいと思います。

田島委員 わかりました。私なりに解釈しときます、結構です。これははっきりしとかんとね。

反保委員長 竹原副委員長。

竹原委員 私から1点、ちょっと気づいたところがありまして指摘といいますか、要望をしておきたいと思います。

ありましたら消防の資料の23ページ、消防車両についてというところを見ていただきたいのですが、そしたら危機管理監に一つお尋ねしますが、この消防の台数はよくわかるんですけども、この台数に新しいとか古いとかいう資料はついてますでしょうか。1点お願いします。

反保委員長 谷下危機管理監。

谷下危機管理監 この中には、新旧についてはついておりません。

反保委員長 竹原副委員長。

竹原委員 自分が懸念するところは、消防車なり救急車は更新するのは早いんですけども、消防車、結構長いこと使う車がございます。

やはり、その中で排気ガス規制というのが係ってくる車がよくあります。中には、この規制が切れるんで買いかえやなあかんという中で消防組合の中でどんどん更新されてるといふのがあるんですけども、割合と、岬町だけは排気ガス規制の対象外になってまして、岬に持ってくれば使えるんやという車がようけありまして、阪南岬の中でも岬やったら登録できるから岬署に移して登録しよかという車がやっぱりありました。

また、泉佐野の中で広域化されると、まだこれいける車、岬持っていったら使えるヤン

というような話の中で岬が古い車の吹きだまりみたいな感じになるのではないかという懸念がございました。

そういうことは今まで考えられたことがあるのか、ないのか、ちょっとそれだけ確認させていただいております。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 消防車の排ガス規制（NO_x・PM法）と思いますけども、それにつきましては、既に法律が施行されておりまして、ご指摘のとおり、岬町は指定区域外でございます。

しかし、この消防車について、阪南岬消防組合でも、岬町の消防車が阪南市に出動いたしますし、また反対の場合もあります。この広域化によりまして、また泉佐野の方面に出動することになりますので、最終的に阪南岬消防組合の段階でこの排気ガスの問題についての車両の更新については全て解決済みということで組合からも報告いただいております。

反保委員長 竹原副委員長。

竹原委員 今の話を聞いて解決済みとはなってるんですけども、それは阪南岬の中の話だけであって、こういうような形でまた広域化されるという中で、岬に持っていったら大丈夫やという話になるかもわからないんで、その点だけ注意して交渉のほうを進めていってもらえたらと、そういう要望でございます。よろしく申し上げます。

反保委員長 小川委員。

小川委員 今の竹原委員の関連やけど、ちょっと僕間違ってるかわからんけども、岬町で登録やった車を作業するのに阪南市に行って作業できへんわな。

消防で特例出たと思うんやけどな、記憶にないかな。

今、仮に岬町のNO_x排ガス不適合車が阪南市に火消しに行くことは法律上できへんやんな、作業するから。できへんけど、確か特例が出たような記憶があるねんけど、ちょっと調べておいてください。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 今、消防車の排ガス規制の問題なんですけども、これ阪南岬消防組合において問題になったときに、先ほど申し上げましたとおり解消いたしておきまして、全て排ガス規制適合車でございます。

そして、今回、広域化する泉佐野とか泉南、熊取等につきましては、全て排ガス規制区域内の消防車ですので、当然、適合車を運行しておりますので、そのようなことは今後ない

んではないかと考えております。

反保委員長 そのようなことはないということですね。

竹原委員 現在は適合してても、期間が来れば不適合になるというようなことになるような気もするんで、それだけ注意してもらえたら結構ですんで、よろしくお願いします。

反保委員長 要望ですね。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。中原委員。賛成でしょうか、反対。

中原委員 反対です。

先ほど、議員定数についてお聞かせをいただきましたが、人口規模から考えると、その議員定数についてアンバランスがあるというふうに感じざるを得ない点。それから、53号の議案のときにさまざま聞かせていただいたことを受けて賛同しかねるという立場であります。

反保委員長 ほかに討論ございませんか。賛成で、田島委員。

田島委員 先ほど5条等の部分を確認をいたしました。ということで、この議案の提出された1条から16条等々についても確認いたしましたので、賛成といたします。

反保委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第54号「泉州南消防組合の設置に関する協議の件」について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

反保委員長 挙手多数であります。

よって、議案第54号は、本委員会におきまして可決されました。

続きまして、議案第55号「教育長の給与等に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件につきましては、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したい

と思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長　それでは、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長　ないようですので、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長　ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第55号、「教育長の給与に関する条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長　満場一致であります。

よって、議案第55号は、本委員会において可決されました。

議案第56号「岬町税条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件につきましては、本会議で説明を行っておりますが、担当課から補足説明を求めます。

阪本（隆）財政改革部税務課長兼行革推進課長　それでは、委員会資料の13ページ、固定資産税の超過課税に関する資料をごらんください。

この表は、固定資産税に係る平成18年度以前の標準課税の時期と超過税率を導入いたしました平成19年度以降のそれぞれ6年間を比較できるように、平成13年度から平成24年度までの税収及び税負担等の推移を一覧表にいたしました。

まず、一番目の欄に地価公示価格の推移を表にしております。

ごらんのとおり、町内の三つの地価公示ポイントを見ていただきますと、平成13年から平成24年までの間で公示価格が半減している状況となっております。

次に、2番目の欄は、町税収入の推移を表にしております。こちらの表は平成13年度から平成23年度までの税収を決算ベースであらわしております。平成19年度からの超過課税の実施によりまして、平成16年度並みの税収を確保することができました。

平成20年度が一旦増額となっておりますのは、みさき公園の都市公園使用料が固定資産税へと変更されたことによるものであります。平成21年度以降は、地価の下落に伴って税収も減少している状況であることがおわかりいただけると思います。

結果としまして、超過課税を実施した平成19年と平成24年度はほぼ同額の税収を見込んでおります。そして、平成19年度から平成23年度までの決算ベースでの超過課税分の増収分としまして12億7,800万円となっております。年平均にしますと2億5,500万円ということでございます。

それでは、どのぐらい個人として税をご負担いただいているかを次の3番目に固定資産税額の推移を表にしております。こちらは、個人でご負担された税額を三つのケースであらわしたもので、平成13年度から平成24年度までの納税額となっております。

ケース1につきましては、宅地50坪と一戸建て住宅、2階建ての専用住宅ですが、建坪36の専用住宅であります。このケースの場合は、平成24年度の税額は超過税率導入後の平成19年度の税額より減少しております。

続きまして、ケース2につきましては分譲マンションでございます。500坪の敷地のうち、持ち分50分の1の宅地とマンションの分譲部分の18坪のケースでございます。ケース2の場合も平成24年度の税額は、超過課税導入後の平成19年度から見ますと減少しております。

次に、ケース3につきましては、宅地のみということで、更地の50坪の土地でございます。このケース3の場合も、平成24年度の税額は先ほどの二つのケースと同様に超過課税実施当初から見ますと減少をいたしております。

この資料を見て申し上げますのは、超過課税導入後も地価下落の影響により税収全体としては減少となっております。このような状況下ではございますが、超過課税につきましては臨時的な措置であることを踏まえ、住民の皆様のご負担を少しでも軽減するため、岬町行財政集中改革プランの進捗状況を踏まえ、超過税率0.3ポイントから0.2ポイントへの引き下げを行いたいと考えております。

反保委員長 それでは、質疑ございませんか。小川委員。

小川委員 この条例に改正するに当たって、町長の公約でもある固定資産税の見直し、0.1%であれ住民の税金の負担減ということは大変喜ばしいことかと思えます。

ただ、住民の税金が負担減になるということは、税収が少なくなると。大まかな計算でいきますと1年間いかほど減るのか。そして、また、その減った分の対策はどう講じるのか。

その点、2点だけお願いいたします。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 まず、固定資産税の超過税率に伴います収入の問題でございますけれども、先ほど説明させていただきました資料の中にあるとおり、毎年0.3%の超過税率によりまして約2億5,000万円前後、よって、0.1%で約8,500万円ぐらいが減収になるのではないかと予想しております。

平成25年度から減収になる状況でございますので、これらにつきましてはどのような方法で今後対応していくのかということでございますけど、結論から申し上げまして、引き続き行財政改革を進めてまいりまして、その改革により生み出された効果額をベースにして、引き続き住民サービスを維持しながら財政運営を行っていきまして、財政収支が赤字にならないように、そして再建団体にならないような方針で財政運営を行いたいということでございます。そういう方針で今後の財政運営を行いたいと考えております。

反保委員長 ほかにございませんか。奥野委員。

奥野委員 1点だけお聞きしたいと思います。

14日の行財政改革委員会にも関連してくるんで、またそのときにはもっと精査したいと思っておりますけれども、私は以前からこの超過課税については平成19年のときから二重課税だというふうに自分はずっと思ってたわけですが、今回、若干でも引き下げただけことは住民にとっては大変ありがたいというふうに思いますが、参考に一つお教えいただきたいのは、都市計画税として取ってるところはたくさんあるかと思っておりますけれども、府下で超過課税だけで課税されているところはほかにあるんでしょうかね。それだけ、ちょっと参考に教えてください。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 現在、府内市町村におきまして、固定資産税に超過税率を適用している団体は岬町だけでございます。

反保委員長 よろしいですか。

小川委員。

小川委員 白井部長、都市計画税をかけていない市町村というのは、今、資料でわかりますか。

件数だけでも結構です。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 固定資産税と併せて、都市計画税を導入している団体たくさんご

ざいます。府内市町村のうち、市につきまして全ての団体が都市計画税を課税いたしております。あと、町村につきましては、忠岡町と、確か河南町などの2、または3団体が都市計画税を導入しております。町村につきましては、まだ都市計画税については引き続き導入を検討しているとか、導入を予定していない団体が多いと聞き及んでおります。

小川委員 件数はわからないということですか。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 手持ちの資料により、確認いたしましたところ、町村10団体ございまして、現在、都市計画税を導入している団体につきましては、島本町、忠岡町並びに河南町でございまして、3団体でございます。残りの7団体につきましては、導入いたしておりません。現在はそのような状況となっております。

反保委員長 ほかにございませんか。田島委員。

田島委員 ちょっと確認だけしたいと思います。

この件については、減税ということは住民が大変喜ぶお話だと思いますのでありがたい話ですけれども、超過課税掛けてるところ掛けてないところの問題あるんですけども、結局、よそが掛けてるから掛けてないからじゃなしに、当町は財源がないからやむを得ずやることであって、税なしではいろんな、福祉とかそういうのができないわけですね。

ということで、自主財源があれば、当然嫌なことをしないと思うんですけど、私らも嫌なことを認めざるを得んようになってるわけですね。ということで、自主財源を確保していただきたいなと、かように思います。

そして、角度変えて、ちょっと固定資産税、家屋、土地の部分ですね、この分で固定資産税掛けるのはどの部分まで掛けるか。例えば、家屋の場合やったら、居住してる家屋、そして空き家、そして廃屋、この三つあるんですけども、これは課税年数があると思うんですけども、その式算というんですか、根拠、定義、ちょっと教えていただけますか。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 固定資産税の家屋につきましては、課税の要件というのがございまして、定着性とか、遮断性とかございまして、基礎がある、そして壁がある、そして屋根があると、そして耐用性があると、そのような要件に合致するものについては建物と認定して課税するものでございます。

課税の期間等につきましては、これはずっと建物が存在する限り課税いたします。ただ、経年減価を行いますので、その再建築価額により課税を行います。減価償却資産と同様に、

最終的には5%または10%の範囲内で、その建物が存在する限り課税が続く制度となっております。

反保委員長 田島委員。

田島委員 そうしたら、家屋の定義は今、部長がおっしゃったとおり、屋根があつて、壁があつて、基礎があつて、それが一応家屋ですね。しかし、それを確認して課税してるんか、してないんかと、ちょっとまずお聞きしたいのと、そして、岬町には大変空き家がたくさんふえてますね。そして、空き家以上に進んで、もう本当に棟が落ちて柱が数本立ってる程度、この家屋は課税してるんか、してないんかという、そういう実態数がわかってれば、ちょっと教えてください。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 固定資産税につきましては、毎年、また、3年ごとの評価替え制度がございまして、その3年ごとに課税客体を適正に把握する必要があると、これは法律にも定められておりまして、それを補完するために3年に一度航空写真を撮りまして、その航空写真によりまして土地につきましては地目の確認、そして、家屋につきましてはまず建物があるかないか、そして、形状が変わっていないかとか、そのようなことを航空写真で確認いたしまして、その後、現地確認という方法が通常のルールですが、ただ、はっきり申し上げまして、100%、職員不足等もございまして、そのような老朽家屋の分についての調査が行き渡っていない状況であり、全て100%達成できているかということについては、明確に申し上げることはできないと考えております。

ただ、できる限り、現状の把握に努めることによりまして、適正課税を行いたいという方針で行っているのが状況でございます。

反保委員長 田島委員。

田島委員 それは、物理的に今の職員数では実態把握は無理と思うんです。ということで、見直しごとに航空写真で撮られてるんですけども、航空写真でスライドすれば半壊してたらわかるはずですね。そういうことで課税をしようと思うんですけども、ただ、今言うときたいのは、私の家の近くに棟が真っ二つに折れて倒壊して、隣接のおうちに今まさに倒れようかとしてる。このおうちにまさか課税はされてないと思うんですけども、こういう場合、税の問題もあるんですが、ちょっとよそ道それるんですけども、空き家、廃屋の対応を岬町も今後これからしていかないと、当然、防犯的に、また先ほどの議案のとおり、火災が発生する恐れがある、そして悪臭、いろんな衛生面で大変近所、また自治区が迷惑する恐

れがありますので、やはり課税の定義というのを守っていただいて、定義以外は更地にさすということの、やはり行政側の行政指導をしていただかんと、本当に課税すべき家屋じゃないものにも課税してるの大変やし、そら、更地にしたほうが税金高なりますから、更地にせんと建てておけば税金問題対策ということになるので、ということで、一つ意見として、やはり定義は3年ごとの見直し、航空写真でやっていますから、その今後将来に向けて精査して、確実な課税件数、物件を一つお願いしたいなど。要望しときます、部長。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 先ほどのご意見でございますが、まず家屋課税と所有者の維持管理義務とは、また異なりますので、あくまでも課税につきましてはご説明申し上げたとおり家屋の定義に基づきまして、家屋と認定できるものにつきましては課税させていただきます。あと、その課税した家屋の所有者がどのような形で維持管理するかというのは、これまた別のお話でございます、それについては地域の安全などいろんな問題がありますので、このような変更への対応につきましては他の対策で実施する必要があるのではないかと考えております。

田島委員 後刻、相談にもまいりますので、一つよろしく申し上げます。

反保委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第56号「岬町税条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第56号は、本委員会において可決されました。

それでは、お諮りいたします。

暫時休憩することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 ご異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

再開時間は1時の予定です。

(午前11時53分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

反保委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

議案第59号「平成23年度岬町一般会計決算認定の件」のうち、本委員会に付託されました案件について議題とします。

本件につきましては、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

また、歳入歳出をそれぞれ分けて審議したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 それでは、歳入から審査に入ります。

委員会資料の14ページから19ページをごらんください。

質疑ございませんか。川端委員。

川端委員 15ページの節4、保健体育費負担金のところの給食費保護者負担金のところなんですけども、中学校給食費保護者負担金滞納分が徴収されて、まだ収入未済額というのが42万円ちょっと載ってるんですけども、こういう滞納分なんかでしたら、徴収の仕方としてはどんなふうに徴収されるのでしょうか。

反保委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 委員ご質問の中学校の滞納のことについてなんですが、今現在、滞納の督促等については学校の事務員とともに強化を進めております。

まず、委員言われましたように中学校で収入未済額が42万4,840円と記載されていまして、これ、実際のところ小学校費は23万7,406円の収入未済額があるんですが、過年度の滞納につきましては平成23年度は小学校で7世帯の12人、平成22年度の4世帯7人から増加しております、中学校の42万4,840円の委員のご指摘につきましては、平成23年は14世帯15人と、平成22年の8世帯9人より増加しています。

よって、平成23年度の滞納額は中学校のほうがなぜ多いのかということになってくる

と思うんですが、この辺につきましては、中学校、小学校と兄弟ぐるみで滞納されてる世帯の方が多く、まず、就学が済む中学校を主体としまして滞納の整理を行っているところでございます。

反保委員長 川端委員。

川端委員 私が聞いたかったのは、税金とかやったら督促とかってという言葉も使うんやろうけど、給食費を子どもさんに対して督促というのもどうかなと思って。

だけど、やっぱり払っていただくのは払っていただかなければいけない。それを徴収するに当たっては、子どもさんにじかに言うのかな、それとも父兄に言うのかな、文書で送るのかな、直接手渡すのか、そういうところの徴収の仕方について、ちょっとお尋ねしたいんです。

反保委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 ただいま委員のご質問なんですが、中学校につきまして、先ほどもちょっと申しましたように、中学校の事務の先生と保護者の方と信頼関係のもと、経済的にちょっと余裕が出てきたときに支払ってもらえるようにと進めております。

なお、今年度より生活保護世帯もございますので、岸和田子ども家庭センターの担当者にも納付を促すように指導してもらいたくお願いしているところでございます。

反保委員長 川端委員。

川端委員 小学校やったら6年間という期間があるけども、中学校やったら3年間やし、卒業した場合はどうなるのかということと、あと、結局、給食費に関しては要保護世帯でしたらその分も見合わせてそこに収入が入ってるだろうし、不景気で収入が少ないというおうちに関しては準要保護という制度もあるのに、どうして収入未済額が上がってくるのかなっていうところをお聞きしたいんですけどね。

反保委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 ただいま言われました要保護世帯、生活保護受給者も準要保護、生活保護に準ずる世帯におきましても、なぜ滞納がされるのかということですが、この方、私も税のほうにもおりましたが、大体同じ世帯の方になっておりまして、経済的な世帯の状況から振り分けですね、考えて分納されてる方も多いと感じております。

川端委員 それこそ要保護、準要保護で結構そういう点では福祉の制度というのは充実していると思うんですよ。

その家庭の中にあって、給食費をほかの経費に流用してるのかなって、そこまで思うん

ですけどね。

反保委員長 古谷教育次長。

古谷教育次長 川端委員さんのご質問ですね、一つは卒業したらどうなるのかという話ありましたが、これは追っかけて納付をお願いしております。

それから、給食費につきましては税等々は権限が違いまして、簡単にいえば民間債務と同じでございますので、そういう督促なりという言葉ではなしに、納付のお願いをきちっとしていくということになっております。

それと、児童、生徒にかかわる話でございますので、また学校の先生とのかかわり、信頼関係というのが基本でございますので、教育委員会が直ちに乗り出して厳しい納付をお願いするというのは今のところ避けておるところでございます。

それと、委員ご指摘のとおり、この未納の中には、うちの給食センター所長も先ほどちょっと言いかけたんですけども、生活保護を受けておられる方、あるいは町から就学援助をして、給食費も含めて教育機会の機会均等という考えから財政的な支援をしている家庭も何軒か含まれております。これについては、かなり私らも意外というか、残念に思っております。この辺、収入に向けて強化をしていかなあかんなど。

一つはお金の流れでございますが、委員言われたように、一旦家計に入ってしまうと、それを給食費に充てるとか、それから、例えば修学旅行費に充てて、ちゃんと納付していただくのが筋なんですけども、そういうコントロールがしにくい家庭、できない家庭があるというのは事実でございます。

この辺、もっと納付のお願いもしますし、また学校の先生方とも家庭の状況を見きわめながらやっていきたいなど。

また一方、就学援助する、出す際には、家庭に直接振り込まないという方法も今、既にちょっと試行をしております。今年度こういう決算状況を踏まえて6月以降ですね。

声を掛ければ納付していただく方もあるんですけども、そもそも納付意欲が低いというか、滞納になってても余り、平たい言い方をするとあんまり問題に感じておられない家庭も何軒かおられるなど。

全数で金額は大きくても30軒程度でございますので、それぞれの家庭の事情があるのかなど、あるんですけども、状況に応じて対応していきたい。また強化をしていきたいというふうには考えております。

反保委員長 川端委員。

川端委員 本当に、今の不況の中でそれぞれ限られた収入の中で、まずこれは先に払わなければいけないと思って努力している方もいらっしゃると思いますので、この要保護、準要保護の方に関しては、この分まできちっと計算されての支給かと思しますので、その辺をまたしっかりと指導してほしいというところを要望しておきます。

それと、やっぱり給食費1食当たりの単価なんですけども、小学校、中学校、幼稚園とそれぞれ単価は違うと思うんですね。その辺はどうなってるんですか。

反保委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 幼稚園につきましては200円、小学校の低学年につきましては1食当たり210円、中学年、三、四年ですが、中学年につきましては220円、高学年、五、六年になるんですが、230円となっております。

川端委員 中学校は。

福井教育委員会事務局学校教育課長 中学校は270円です。

川端委員 これは毎月、食べる日数で計算するから、毎月支払う金額は違うということですか。

反保委員長 古谷教育次長。

古谷教育次長 岬町の給食費の考え方なんですけども、これは法律がございまして、材料費は保護者の負担でお願いしたいということでやっています。だから、子どもさんの給食費違うのは材料費が違うということで、小さいお子さんは少なく食べるので少ないと、中学生になったらたくさん食べれるように栄養価も確保せなあきませんので材料費が高くなるので、その分、給食費が少し割高になってるよということでございます。

それと、岬町の給食費のやり方は、かねてより1食食べたら幾らですよということで、食べた分だけいただくということにしています。他の市町村では大体平均取って1カ月何ぼやと決めてるところもあるんですけども、岬町、その辺は妙にシビアでございまして、食べた分だけ納付していただくという仕組みにしております。

反保委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 済みません、大変先ほどは失礼しました。中学校270円と申しましたが、260円の間違いでした。大変申しわけございません。

川端委員 そしたら、例えば7月とかでしたら夏休みに入る前やから、ほかの月に比べたら安いとかというふうに考えたらいいわけですね。

ちょっと、これは要望という形で、小学校は長々と夏休み前の短縮授業になっても給食を食べて帰ってくるんですけども、幼稚園は給食食わずに帰ってくるのね。幼稚園の子ども

さん、小学校の子どもさんいてる家庭においては、幼稚園も食べてきてくれたらいいのになとか、何で幼稚園だけとかっていう声もありますので、その辺ちょっと一回ね。

反保委員長 教育次長。

古谷教育次長 私も今、委員ご指摘の点は、ことしも1件ご要望というか、ご意見として伺っております。

小学生と幼稚園のお子さんをお持ちで、この10日で終わったんですけども短縮授業で、小学生のお子さんは給食食べて帰ってくると、幼稚園は食べてこない。家庭の事情としては、保護者さんとしては何でやろなと、家でしんどいなという思いかと思えます。

理由は、かねてより幼稚園さんの子どもは給食食べてすぐバスに乗ると、体調崩すということが非常に今までも例が多くございまして、給食食べさせたら1時間ぐらい休憩させてから帰らす、バスに乗せるということが必要なんだということでございます。

そういう現場の声を踏まえて、かねてより短縮の際は幼稚園は給食なしということできておるといのが実情でございます。

川端委員 一回また、幼稚園の保護者の方にもアンケートとるなり何らかの形で、そういう声があるので、ちょっと配慮してあげてほしい。どうしてもできない理由が今おっしゃるようには明確で、その辺を納得されたらあれやし、そうではないよというご意見もあるかもわからへんしで、一回その辺のところをまたたげてほしいと思いますので、よろしくお願ひします。

反保委員長 その他、ございませんか。中原委員。

中原委員 委員会資料の14ページの町税についてお尋ねをいたします。

個人町民税、法人町民税の均等割、所得割等書かれておりますが、現年課税分にかかわっては増額傾向にあるように見受けられたんですが、その要因を確認したいと思います。

それから、15ページの先ほど川端委員から質問の出た給食費のことですが、中学校の給食保護者負担金滞納分というのがありますが、小学校の分はないのか確認をしたいと思います。

とりあえず2点お願いいたします。

反保委員長 2点、答弁お願いします。

阪本（隆）財政改革部税務課長兼行革推進課長 現年度課税分の均等割の要因ということでございますけれども、景気は余りすぐれてない状態ではありますけれども、税収的には伸びてるといような状況で、特にこれといった要因はつかめてはございませんけれども、法人に

しても変動はかなりございますが、均等割につきましては最低幾らという分が限られておりまして、そちらの分につきましては徴収できてるのかなというふうに思っております。

反保委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 先ほど言われました小学校の滞納なんですけど、先ほどもちょっと申し上げたとおり、過年度分につきましては小学校は23万7,406円の滞納額がございましたが、収入がなかったため、決算額としてあらわれておりません。

反保委員長 中原委員。

中原委員 1点目にお聞きした町民税について重ねてお聞きしますが、昨年度においては所得税において扶養控除の廃止が行われましたので、もしかしたらその影響が出ているということのかなと思ってお聞きしたんですが、その影響は出ていないということでしょうか。

それから、もう1点目の小学校の給食保護者負担金の滞納について、私、聞き逃してたみたいでごめんなさいね。ただ、ちょっと素朴な疑問なんですけど、収入があったやつだけ載せるんですね。私、何か単純に収入がなくても全部載ってんねやって思ってたので、収入がない場合は載らないという扱いということなんですね。お願いします。

反保委員長 そうですね。

中原委員 そのようですね。じゃあ、2点目はいいです。1点目についてだけお答えいただきたい。

阪本（隆）財政改革部税務課長兼行革推進課長 前年比、ちょっと確認しましたら、住民税の個人均等割につきましても所得割につきましても、前年を少し下回っているような状況でございます。

委員おっしゃってました扶養控除の廃止ということは、所得税のほうで影響はございますけども、住民税のほうは本年度課税から影響してまいる予定でございますので、前年度の要因としては少し考えられにくいんかなというふうに考えております。

反保委員長 ほかにございませんか。田島委員。

田島委員 歳入の町税の部分をちょっと教えてほしいんですけども、3の軽自動車税ですかね、これの繰越滞納分がちょっと額が多いんですけども、これ、軽自動車の税額、貨物と乗用と違うと思うんですが、幾らしてるんですかね、1台は。まず、それ教えていただけますか。

阪本（隆）財政改革部税務課長兼行革推進課長 軽自動車税の税額ですね、原動機付自転車から。

田島委員 軽で結構です。

阪本（隆） 財政改革部税務課長兼行革推進課長 軽自動車、乗用車でよろしいんですね。

田島委員 トラックと。

阪本（隆） 財政改革部税務課長兼行革推進課長 軽四貨物のほうは4,000円、軽四の自家用車のほうが7,200円でございます。

田島委員 これで、ちょっと質問したいんですけども、この不能欠損額の部分63万9,600円、未収の部分が三百五十何万何がしとありますね。これ、要因はどういうことで滞納等繰り返してるんか、要因がわかれば教えてほしいんですけど。

阪本（隆） 財政改革部税務課長兼行革推進課長 滞納の要因というものは、まず、原動機付自転車等ですと乗らなくなってそのまま放置されるとか、軽自動車についても車検切れのまま放置されるとかといったケースがございます。

そういったケースに対応すべく、平成23年度に、岬町軽自動車税の課税整理要項というのを作成しまして、これに基づきまして課税の適正化に努めてまいりました。

何をしたかと言いますと、廃車、名義変更等の適切な申告指導を行ったり、定置場というんですかね、置いてる場所が本町にない転出者などについては住所の変更等の届け出を促したり、定置場の移転処理を促すというような指導を行ったり、また原動機付自転車及び小型特殊自動車については登録後5年を経過し、直近2年間連続して未納となっている車両の現存を確認し、なお、現存しないことが判明したときは課税保留申請の提出を促して、翌年度から課税の保留、または課税取り消し等を行ってまいりました。

また、軽自動車の検査未了車両につきましては、車両の現存確認を行うとともに、継続検査有効期限から2年を経過し、かつ連続して未納状況にある車両について、翌年度より課税保留を行うというような取り組みを行ってまいりました。

当初課税の際に、そのケースケースに合ったお願い文等を同封しまして、納税者の皆さんにお知らせするような形を取ったり、また、岬だよりとかにもこういったケースは手続をしてくださいといったような促しをしているところでございます。

ところが、平成23年度についても、まだ328件の通知を行いまして、死亡者の名義変更や転出に係る廃車の届け出の手続が済まされたのは87台がされたといったような状況でございます。

今後も、こういった要項に基づきまして皆さん方に手続を促してまいりたいと思いますし、また一方で、徴収に伺った際に滞納されてるご家庭で車なりがそのまま放置されてたりとかした場合でも収納担当の者がこの趣旨に沿った依頼をしている状況でございます。

反保委員長 田島委員。

田島委員 そういう行政指導的なことをやられているという努力はわかります、認めます。しかし、一向に滞納が多いということは何が要因かなど。

そしたら、1点だけ質問するんでお答え願いたいんですけども、ある方が軽自動車に乗ってる。そして次の車検で手続をするならば、納税証明書というのが必要ですね。その車検を受けるのやめたというて、もう廃車という形で放置してる、その方はね。それは車がないからどうしても必要やということで、今度は中古車なり新車なりを購入したら乗れますよね。そういう場合は納税証明書が欲しいんですか、新車乗る場合でも中古乗る場合でも。でないと車を購入できないのか、そこですねん。

例えば、車検時に廃車して、また乗る車買って、また、それが車検時に廃車したら、全然。そういうパターンも考えられるということはないですか。

反保委員長 答弁をお願いします。

阪本（隆）財政改革部税務課長兼行革推進課長 委員ご指摘されてる状況では、まず継続検査を受けられずに車に乗ってられる方はまずないというふうにみなしたいんですけども、納税証明がなくても新車、もしくは中古で購入される場合は、名義変更されてますと購入することは可能かと思えます。

反保委員長 田島委員。

田島委員 そこを僕がお尋ねしてるんですわ、そういう方もおられるんじゃないかということで。納税継続じゃなしに、一旦廃車して今度また新しい車に乗る、またそれに近い車を購入して乗る。そしたら、納税証明がなかったも乗れるということですよ。継続審査を受けなければ、納税しないと受けられませんけども。

そういう手法の場合は何らかの制約できませんの。ずっと不納がきて、最終的には時効で不納欠損になってしまうと思うんですけどね。

阪本（隆）財政改革部税務課長兼行革推進課長 登録等についても、本人申請主義的なところがございますので、当然、登録されますと廃車の手続をご自身でやっていただくというのが原則かと思えます。

ただ、我々としても、不用な税金を課税させていただいて徴収するというのは余りそぐわないとも思いますし、皆さん方にはそういう形で廃車を促させていただいております。

ただ、廃車につきましても、単車につきましてもは岬町のほうで窓口ですぐ廃車という手続取れるんですけども、軽自動車につきましても、軽自動車協会等で手続を取っていた

だくというようなこともございますので、なかなか足を赴いていただいたりとかは難しいんかなと。

ただ、何らかの形で盗難とかといったケースもございます、中には、そういうケースにつきましては、警察等の届け出を経た上で軽自動車協会なりに届け出をしていただくようお願いをしている次第でございます。

反保委員長 田島委員。

田島委員 私の質問が間違ってるかもわからんけども、結局、ある方が検査切れになって廃車申請する、その準備をしていただく。今度、車がないから中古でも買おうかと、新車でも買おうかと、購入する、それは申請だけでとどまるわけですね。

そうしたら、同一の方が廃車した車にもかかわらず、納税してない方に対してまた新しい車を申請した場合、受け付けるときには過去の納税をしてもらわん限りできませんよというようなシステムにせんと、これを繰り返されたら、ずっと滞納が続くと思うんですが、その要因はあるんかないんか、調べはったんかということを一遍お聞きしてるわけですね。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 その件につきましては、補足の説明をさせていただきたいと思えます。

まず、軽自動車税とは、課税の対象となっている自動車に対して課税しておりますので、その登録された自動車の所有者に税金を払っていただいておりますので、その所有者が新たな自動車を購入した場合は、課税の対象になるのはあくまで新たな自動車ですので、別々の取り扱いということになりますので、議員お示しの内容を、例えば同じ人物が、片一方は滞納する自動車、片一方は新車登録する自動車を所有する。それについては阻止できないのかといったご意見については、やはり法改正など国の政策として議論していただかないとと考えております。現行の法制度上では別々の課税客体としての取り扱いとなりまして、あくまでも新車については新たに発生した税金を支払っていただく。滞納のほうについては、督促状とか税法に基づきまして滞納処分手続についてはきちっと適切な対応を取っている。このような対応方法をご理解願いたいと考えております。

今後、ご指摘の内容についてはいろいろ勉強もさせていただきますけれども、法改正が必要ではないかと考えておりますので、もう少し検討の時間が必要と考えております。

反保委員長 田島委員。

田島委員 からくりというか、変な言い方ですけども、そういう方法をやられる方もなきにしも

あらずで、そういうことで担当のほうで一度そういう一遍所有者、車に対する所有者を調べて、重複してないかということも調査していただきたいのと、そして、今、部長がおっしゃった法改正、法に改正すべく、そういう町としての対応策、これの一応対応策を考えていただきたいということで、この2点要望しておきます。

そして、そういうずるいことをしてる方がおれば、それなりの納税のソフト的じゃない、ハード的な納税の方法のまた戦略も必要と思いますんで、この2点、要望しておきます。

反保委員長 2点の要望がありましたんで、よろしく願いいたします。

そのほか、ございませんか。中原委員。

中原委員 委員会資料の16ページの款15、府支出金の一番上の欄にあります東日本大震災応援救助費負担金とありますが、これは具体的にどういったことをしたのか、どういった使途で使われたのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、同じ款15の府支出金の下のほうなんですけれど、統計調査員確保対策事業委託金とありますが、この具体的な事業の中身について参考までにお聞きしておきたいと思います。

以前お聞きしたときに、統計調査員のなり手を確保するのが難しいということでこういった予算化されてるといのは聞いたんですけど、具体的にどういうふうに確保する手だてを取るのか、確認したいということでもあります。

それから、その下の人権教育研究推進事業委託金の、これは報告の機会があるとお聞きしていたと思いますが、いつだったか、ちょっと忘れてしまって、確認をさせていただきたいと思います。

以上、3点です。

反保委員長 3点の答弁、お願いいたします。

末原まちづくり戦略室危機管理担当課長代理 一番目のご質問でございますが、東日本大震災応援救助費負担金としまして、これはうちの町職員2名が東北のほうに応援に行ったときの手当と、並びに出張旅費でございます。

早野まちづくり戦略室副理事兼企画担当課長 2番目の統計調査員確保対策事業受託金について補正予算でもご説明いたしましたように、統計調査に際して統計調査員の選任が困難となっているということで、現状を改善するためということでお願いをしております。

このことについて、登録をされている統計調査員に対して、今後も続けて統計調査員をお願いするというので、お願い文書を送付させていただいています。その事業費として

3万円を交付金として委託金でいただいております。

反保委員長 3点目、お願いします。山路課長。

山路教育委員会事務局指導課長 3点目の、人権教育研究推進事業費委託金における報告会ですが、日程は、平成25年1月30日水曜日の午後、場所は淡輪小学校となっております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 統計調査員として登録されている岬町内の人数を確認したいと思います。

反保委員長 早野副理事。

早野まちづくり戦略室副理事兼企画担当課長 まことに申しわけないのですが、今現在、その詳細に対する調査員の確保数の資料を持ち合わせてございませんので、後ほどご報告をさせていただきますと思います。よろしくをお願いします。

反保委員長 後ほどの報告ということで。中原委員。

中原委員 先ほど、給食費のやりとりの中で、古谷次長のほうから、直接振り込まないで対応するといった旨の発言というか、答弁がありましたけれど、確認なんですけど、当然、本人というか、保護者の意思は確認されてそういう対応を取られているということですね。

古谷教育次長 ご指摘のとおり、本人の同意を得まして、学校長名義の口座なりに振り込んでコントロールをしていきたいということで、本人の同意を取って進めておるところでございます。

反保委員長 ほかにございませんか。竹原副委員長。

竹原委員 自分、不勉強でちょっと教えていただきたいことが一つございます。

町税の中で、14ページの町たばこ税なんですけども、自分自身たばこ吸わないんでちょっとわかりにくいんですけども、岬町内でたばこを買くと、ここの税金にあがってくるのかどうかというのだけ、どういう仕組みになっているのか、どこからどこまでが岬町で税金に入ってくるのかなど。

たばこ買う人があったら、どこどこで買うてよという案内もしたいので、ちょっと教えていただければと思います。

阪本（隆）財政改革部税務課長兼行革推進課長 町内で購入された分については、その売上本数ということで町たばこ税として収入されてますので、できるだけ町内でたばこを買ってくださいというのが本旨だと思いますので、よろしくお申しします。

辻下委員 ローソンで買うたら町内に入れへんのかな。

反保委員長 町内のコンビニはどんなものですか。

阪本（隆） 財政改革部税務課長兼行革推進課長 岬町に事業所というんですか、構えてる店舗であれば岬町の税収ということで、例えば駅の売店とかは対象にならないときもあります。

辻下委員 ファミリーマート、ローソンがあるわけや。

阪本（隆） 財政改革部税務課長兼行革推進課長 ローソンで、岬町に事業所として置かれてる場合は、当然、岬町の収入になると思います。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 少し補足説明させていただきます。

たばこは売り渡したときに課税されるものですので、例えばJ T日本たばこ産業株式会社がたばこ小売店に売り払いしたときに課税されます。そうすると、売り渡したというのはどういうことなのかということですが、日本たばこ産業が販売許可を持つ小売店に卸した段階で売り渡しとみなされますので、各たばこ会社が例えばA商店、B商店というように許可小売店ごとに、その売り渡し本数を確認していく必要があると考えておまして、岬町としては、あくまでも日本たばこ産業株式会社が一括して売り渡した本数しか把握できてませんので、詳細については日本たばこ産業株式会社が岬町のどの店等に売り渡したのかということを確認する必要があるのではないかと考えておまして、町内のたばこ小売店については、日本たばこと外国たばこを販売しておりますけれど、そのようなたばこの卸売会社の売り払いの店舗になっておりますので、そこで買うことは岬町の税収入になると考えております。

反保委員長 竹原副委員長。

竹原委員 町中で自動販売機で売られてるたばこ等々で自動販売機の設置されてる会社が岬町の業者が入れてるのかよそから持ってきて入れてるのかで岬町にたばこ税が入るか入らないのかというのがかかわってくると思いますので、岬のためにたばこ税を確保するために、これは岬町の自動販売機ですよという何か案内か何かできないなどは思いつつ、難しいんかなと思いつつ、またその辺。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 少し分かりにくい説明内容で申しわけないんですけど、日本たばこ産業（株）などのたばこの卸売会社と町内の小売業者との間に販売委託ということになってると思います。ですので、日本たばこ産業と岬町の小売業との間で自社のたばこの販売を依頼するような方式になっておりますので、小売店の窓口または自動販売機で売り上げたものについては日本たばこ会社が小売店に売り渡したたばこを販売することに

なっておりますので、その小売店ごとに集計されますので、当然、岬町内の自動販売機などで買われたたばこについては岬町の税金になるというシステムになっておりますので、なるべく町内で買っていただいたらよろしいのではと考えております。

反保委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、一般会計歳入についての質疑を終わります。

続いて、歳出に入ります。なお、参考資料として配付しております本委員会所管の内訳表をあわせてごらんください。

まず、議会費について。

決算書の41ページ、42ページをごらんください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、議会費についての質疑を終わります。

続いて、総務費に入ります。

決算書の42ページ、60ページをごらんください。ただし、48ページの目6、交通安全対策事業費、54ページから55ページの項3、戸籍住民基本台帳費は他の委員会の所管ですので除きます。

質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 決算書の45ページ目2、広報広聴費の節13、委託料、法律相談弁護士委託料にかかわってお聞きいたします。昨年度の相談件数をお聞かせいただきたいと思います。

それから、51ページ一番上の人権相談事業委託料にかかわって、これも相談件数を確認したいと思います。この人権相談については、昨年度とその前年度についてお聞かせをいただきたいと思います。お願いします。

反保委員長 2件の答弁。早野副理事。

早野まちづくり戦略室副理事兼企画担当課長 1点目の法律相談弁護士の相談件数ですが、平成23年度は117件となっております。

阪本(正)総務部人権推進課長 2点目の人権相談事業委託料の相談件数ですが、平成23年度の相談件数の内訳としまして、延べ件数としましては43件でございます。うち、継続相談の実件数としましては32件でございます。

平成22年度の相談件数であります。延べ件数が22件、うち、継続相談実件数とし

ましては15件でございます。

反保委員長 奥野委員。

奥野委員 2点お聞きします。

42ページの中ほどの産業医報酬ですけれども、お医者さんはお一人やと思うんですが、年間でどれぐらいの、どういう活動内容であり、何日ぐらい来ていただいているのかどうか分かりませんが、出ていただいた日数的なものがわかればお願いいたします。

それともう1点、64ページの下の方の顧問弁護士12万円とあるんですが、私の認識では顧問弁護士として契約されてる弁護士さんがおられるのかなと思ってるんですが、顧問契約されてる弁護士さんは顧問弁護士さんであるのかなと思って、その辺の確認をお聞きいたします。

反保委員長 今坂課長。

今坂まちづくり戦略室秘書人事担当課長 産業医におきましては、労働安全衛生委員会を月2回開催しております。そのうちの1回は会議等を実施しまして、残り1回で職場巡回を実施しております。

その産業医の職務ですけれども、職員の健康管理、労災の予防をしている状況でございます。

反保委員長 中田理事。

中田総務部理事兼総務課長 顧問弁護士負担金12万円でございますが、これは大阪府下の町村のほうで行政相談、事例をご相談させていただいておりまして、俵法律事務所のほうと契約の内容でございます。

反保委員長 奥野委員。

奥野委員 一つ目の産業医は、お医者さんとしてはお一人かなと思います。

それと、先ほどの二つ目の顧問弁護士として俵法律事務所は契約していると、顧問弁護士ということですね。

中田総務部理事兼総務課長 顧問弁護士ではございません。行政相談の窓口という形での契約でございます。

反保委員長 奥野委員。

奥野委員 ここに顧問弁護士という表示になってるので、その「顧問」というのはつけていいのか、そこらあたりはいかがですか。

中田総務部理事兼総務課長 市町村長会のほうの契約をさせていただいております。その契約書

の中に「顧問」という活字がございましたのでこういう表現をさせていただいたところでございます。

特別、岬町との顧問弁護士という表現ではございません。

反保委員長 奥野委員。

奥野委員 私がちょっと思うには、「顧問」としたら、やはりそれはちょっと不適切ではないかなというふうに思うんですが、その市町村会が顧問であって、岬町として、以前、顧問弁護士さんがおいでやったと思いますが、そういう認識のほうが、表示も逆におかしいような気がします。

反保委員長 中田理事。

中田総務部理事兼総務課長 市町村会とその辺は協議させていただきまして、負担金等は確定しておりますが、その辺は再度、市町村会のほうと確認いたしまして、表現の見直し等含めまして検討させていただきたいと思います。

反保委員長 田代町長。

田代町長 ちょっと補足させていただきます。

実は、これは当初は大阪市町村会で全体的に顧問として入ってたんですけども、途中からいろいろの事情があって各自治体で直接顧問契約を結ぶと、いろいろあるんですね。

今回、うちはその中で3町だと思うんですけども、その中で、一応、町村会のほうが俵事務所と顧問契約して、うちはその分の負担額をして出してるところです。ですから、顧問料の負担という形を出していると思いますけど、そのように理解していただきたいんです。

直接、岬町と顧問契約はやっておりません。

反保委員長 奥野委員。

奥野委員 それだったら、市町村会顧問弁護士負担金とつけてもらったほうがわかりやすいですね。

反保委員長 田代町長。

田代町長 確かにおっしゃるとおり、名称の表現については、町村会と十分相談させていただきます。

反保委員長 相談するということですので、奥野委員、よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。中原委員。

中原委員 先ほどお答えをいただいた法律相談と人権相談についてお聞きしたいと思います。

これまでも何回かこの2種類の相談については単価に大きな隔たりがあるということをお願いしてきたところでもあります。その単価の計算をちょっと今さっきやって時間をいただいたんですけど、これまでも申し上げてきましたが、一概に単価でこういった事柄をはかることはできないということは承知の上でお聞きしますけれど、ただ、それをしんしゃくしたとしても余りにも単価が違うというふうに言わざるを得ないというふうに感じてるんですね。

もちろん、府の支出金も原資の一部になっておりますが、町の単独の費用もそこに追加しての事業ですから行財政改革を進めておられる立場からも、これはそのまま放置しておいていいのかなという疑問が生じるんですけれども、これまでどおりアンバランスがあったとしてもこういった状況を続けていくというのが町の考えであるのかお尋ねをしたいと思います。

阪本（正）総務部人権推進課長 人権相談の事業としましては、週5日、9時から17時まで相談窓口を行っております。

相談窓口を週5日間開いております。相談件数としましては法律相談と比べますと、当然、件数的には低いと思いますが、このままの状態に相談に来客される方に対しての継続をしてまいりたいと考えております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 では、法律相談のほうですが、法律相談のほうはここ数年の経緯見ますと、年間の相談件数は徐々にですがふえてきているというふうを感じるんですね。これ、大分枠がいっぱいになってきてるんじゃないかなと、月2回だったかなと思うんですけどね。

そういった意味でいうと、法律相談をもう少し枠をふやして充実させるとか、そういったことへの必要性はいかがでしょうか。

早野まちづくり戦略室副理事兼企画担当課長 今現在、月に2回、12カ月、日に6人という形で144名の定数で行わせていただいております。

委員ご指摘のように、平成21年度が76%、平成22年度が79%、平成23年度が82%という状況で、100%までは至っておりませんが、今後もこの回数で続けてまいりたいと考えております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 何か片方は大分いっぱいいっぱいまでなってるけどこの回数でやるとおっしゃって、もう片方は大分相談が少ないと担当者もおっしゃいますけど、この形で進めるということ

で、何だか不思議な感じを受けましたという感想を申し上げて、もうちょっとほかのこと質問していいですか。

資料の51ページですけど、節19の負担金補助及び交付金の一番下なんですけど、あんまりこの話したくないんですけど、私、以前、昨年の6月議会のときだったかと思えますけれども、岬町人権協会への補助金の増額のときに、雇用形態を変えるべきではないかという問題提起をさせていただきましたが、それは結局変えない格好で予算が執行されたというふうに取り扱われるわけですが、そういう認識でいいかということと、重ねてお聞きするのは、今後も同様の形を続けるお考えかどうかお聞かせいただきたいというのと、それから、今の備考欄の二つ下のところで、企画費の住民情報システム改修委託料とありますが、この内容の説明をいただきたいと思います。

反保委員長 3点の答弁。阪本課長。

阪本（正）総務部人権推進課長 1点目の人権協会の補助金ですが、平成23年の6月に補正いたしました岬町人権協会の補助金に係る補完業務経費分としまして154万3,000円を主な増額で説明させていただきました。

これは、岬町人権協会は広く人権施策の推進や啓発活動に取り組む団体であります。その活動の拠点を文化センター内に置いており、昨年3月末に町から人権協会に文化センター並びに青少年センターの管理運営について、行政とも協働の視点から施設管理業務の一部を人権協会に担っていただく申し入れをいたしました。

このことは昨年の6月議会においてご説明させていただいているところであり、施設管理経費の軽減や限られた職員数の適正範囲などに対応する必要性から、これまでの現状職員が担っていた業務や事務補助などを人権協会にお願いしたところです。清掃業務員として1名相当分でございます。

平成24年度につきましては、両センターは生涯学習課が所管する施設であります、町の重要な施策である人権関連事業の充実のためにも引き続き人権協会に依頼する方針であります。

住民情報システムの改修委託料の件でございますが、住民生活に光をそそぐ交付金を活用させていただき、DV被害者保護のためのシステム改修を行った改修委託料でございます。

具体的には、税情報の各端末機において、住民税及び固定資産税、軽自動車及び滞納、収納システムの画面上に個人入力することで、サイン付けをしてDV被害者である本人よ

り交付制限を希望されていることが画面上でわかるように行いました。

反保委員長 中原委員。

中原委員 1点目にお答えいただいた件ですが、清掃業務1名分というふうにお答えいただきましたが、勤務日数や時間について確認をさせていただきたいと思います。

反保委員長 答弁、お願いします。阪本課長。

阪本（正）総務部人権推進課長 清掃業務員の人件費で、1時間当たり790円掛ける8時間掛ける244日分でございます。

反保委員長 ほかにございませんか。田島委員。

田島委員 私から2点だけちょっとお尋ねします。

決算書の47ページの22の補償補填及び賠償金、この等々の水利権補償料、これちょっと中身わかりませんので内容をちょっとご説明いただきたいと思います。

反保委員長 中田理事。

中田総務部理事兼総務課長 まず、水利権補償料194万6,881円でございますが、こちらは第二阪和国道延伸に伴いまして、町有地でございます、淡輪地区の大谷池を道路が横断するために、その補償料のうち、本池の水利権者でございます淡輪西水利組合に水利権補償料としまして従来の売却料に伴います水利権補償割合と同様の慣例上補償料の50%としております。

まず、水利補償料といたしまして、これは買収の分でございますが、70万1,003円、あと区分地上権の設定に係ります水利権補償料が124万5,878円。

反保委員長 田島委員。

田島委員 この件については理解いたしました。

最後のもう1点、また、中田課長のご意見あると思うんですけども、同じ決算書の58ページ、これは私たちの分野に入るんですけども、13、委託料の部分で、ポスターの撤去とか候補者の部分について、ちょっと角度違うんですけども、今、町議の場合のポスターの掲示場何カ所あるか、まずちょっと教えてほしいんですわ。100枚刷って、ちょっとわずか残る程度やけど。

中田総務部理事兼総務課長 掲示場につきましては94カ所でございます。

反保委員長 田島委員。

田島委員 実は、市、府議会議員等についてはポスター代等々はあるんですね、お金がね。町村の場合は立候補者自己負担、ポスター代が要るわけですね。

そこで、私も張りに行くんやけども1人では張れないからお願いするんですけど、どこにこの掲示場があるんか、そして木が生い茂るとる隅っこにちょこんとあったりね。これは、実際、当事者としたら、これだけの数が必要かなと。まして、税金使うてこういう掲示場の設置、撤去というのはお金かかってるし、気の毒やなという考えから。そして、本当に広報も出していただけるし、やはり、住民さんが日常生活する部分の行動範囲で本当に幹線道路で見えるようにしてもらわんと、細部にわたってまで、極端に言ったらリヤカーも通らんような細い道のところもつくってると。これは嫌がらせか、それとも思いやりでやってくれてるかということを理解に苦しみますので、こういう改正はできないんですかね、私、ちょっと無知やから、中田課長。

中田総務部理事兼総務課長 公選法の縛りがございまして、まず、有権者数なり、また行政の区域、面積でございましてね、そちらの絡みもございまして。

今現状94カ所と申しましたのは、最大の箇所数でございまして。議員ご指摘のように、ある程度、間近なところの掲示場もございまして。また、その辺の見直しなりかかわってまいりまして、今後の経費を削減するという意味でもございまして、ただ、申しまして、やはり選挙に行っていただくという、そのあたりの向上につながりますので、痛し痒しもございまして、その辺を検討させていただきたいと思っております。

反保委員長 田島委員。

田島委員 本当に、私、次、出るか出えへんか知りませんが、やっぱり94カ所張るいうたら一日仕事で済まんのですわ。そして、力のある候補者はすぐ張れますけど、私どもみたいに零細的な事務所は張られへんのですわ。

ということで、1個、例えば深日町の駅おりのロータリーのところにあるんですわ、立派なね。そして、国玉神社のところにもあるんですわ。そして、深日小学校の前にもあるんですわ。これだけ必要かなと。国玉神社なんか、日に通る方しれてるんですわ。田畑行く数人の方ね。そんな方のために何であそこに立てないかんのか。そして、また他人の土地、レンタル、借りてまで立ててるでしょう。

そこまでしてまで応援していただかなくても、私たちは要所要所、駅、スーパー、官公庁、施設のあたりで十分私は1万7,000人の住民に見ていただけたらと思います。まして、税金で広報に立候補者の全部名前を記載して投函していただいておりますのに。そこまでやから、94カ所は要らないと思っておりますので、個人的に。他の要る方は別や。

そやから、一遍、議会のほうで調整して、そして担当のほうで、公選法の問題あります

んで、そういう要望があるということを一週台に載せてくださいよ。でないと、ポスター、94枚も刷るのも大変やし自腹やから、市の場合は要りませんから。そういう要望があったということを今回申し添えておきます。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 ポスター掲示場の数の問題につきましては、今、担当課長が説明したとおり、数は決められています。

そうすると、どのようにして配分するのかということが課題となっております。それについては検討する余地があるのかなと思います。

ただ、これはあくまでも公営選挙の推進の視点から利益提供したものであります。また、ポスター掲示は選挙運動の一環でありますので、ポスター掲示場には必ず張らなければならないということはありませんので、こうしたこともご理解願いたいと思います。

反保委員長 田島委員。

田島委員 それは部長、他人事やからそういうこと言うけども、当事者としたら、張らなかつたら印象悪いでしょう。ですから、掲示板を少なせえと言うてますねん。財政縮減、行革のためにも言うてますねんけど、一旦法律こしらえてるんで難しいと思うけども、しかし、つくった以上、やっぱり訂正も廃止するんも一つの方法ですので、一つ、台に載せといてください。お願いしときます。

反保委員長 ほかに。

辻下委員 関連で、国、府、これは掲示板は一緒にやってるんやろうと思うんですよ。国政も府会も町会もね。

そやから、これ例えば将来減らすのだったら、国、府、これも減ってくるわけやろう、当然。そやから、それは選挙法でどうなってるのか、それをやっぱり確かめないことにはいかんと思うんでね、その点だけ確かめといてください。

白井総務部長兼財政改革部長 このポスター掲示板の数については岬町全体の有権者数と面積などで決まっておりますので、担当がご説明したとおりです。

そうすると、投票区ごとにどのような方法でポスターの掲示場の数を配分するかということなんですが、それについては調整することはできるという規定もありますので、例えば、以前に西畑と東畑あたりにもたくさんポスター掲示場を設置しておりましたが、今はそれを駅前とかに移設しまして、全体で設置箇所数を調整するようしております。

あくまでも総数というものは、法律で定められた数なので減らしにくいという問題があ

りますが、設置する場所につきましてはいろいろ皆さんご意見をお伺いして、できるだけ有権者の方に見やすく、そして立候補された方にもすぐにポスターが張れるような場所については、今後、選挙管理委員会として検討してまいりたいと考えております。

辻下委員 昔は一候補者で500枚、このポスターあったんですかな。それから、昭和何年かに改正になって、今、100枚足らずや、要するに。中田課長言うように、今、94枚かな。これで大分、皆、各議員も楽してます。それ以上、田島議長が言うのにもうちょっと減らしてもええん違うかという話やけども、先ほど私が話しているように、これは恐らく国、国政、府会もあるんやから、そこらの位置づけでどうするか。

それで削ってもええんか悪いか、そこらを一回調整してやるべきやなど、このように思うんやけど。

中田総務部理事兼総務課長 その辺は公選法なり、また勉強させていただきまして検討させていただきたいと考えます。

反保委員長 また検討していただくということで。

田島委員 お願いしときます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 今の議論で、またもしかしたら議会なりで議論する機会もあるかもわからないんですけど、有権者の側からものを見るといいですか、やっぱりそういう視点も当然必要になってまいりますので、減らすことがどういう影響が出るのかということはさまざまな角度から検討して、また機会があればその都度申し上げたいと思います。

反保委員長 また、いろいろ検討されてね。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、総務費についての質疑を終わります。

続いて、民生費に入ります。

決算書の70ページ、71ページの目9、文化センター費、71ページから72ページの目10、青少年センター費をごらんください。

質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 決算書の70ページの文化センター費の中で、節8、報償費についてお尋ねをいたします。

以前もお聞きしたんですが、巡回見守り事業報償費について確認をしたいというか、一

つ提案なんですけれども、これは独居老人の方の安否確認という、具体的に言うとそういう事業であったかなと思います。

発端としては、大阪府のモデル事業というような説明を受けていたかと思えますけれども、こういう場で得られた情報を要援護者を把握するということにつなげていくというか、生かしていくというか、そういったことに活用されてはいかがかなという提案なんですけど、この場には危機管理監もおられますし、担当である一本所長もおられますので、そういうことをお考えになってはどうかというふうに思います。

補助金を受けての活動ですから、何らかの制約があるのかもわかりませんが、いろんな機会に町の横のつながりも生かしていくという工夫も必要かなと思ってる提案です。いかがでしょうか。

反保委員長 一本理事。

一本教育委員会事務局理事兼文化センター所長 見守り事業の対象者は24人おられ、4人のスタッフが定期的に巡回しています。また、必要に応じてミーティングを実施し、例えばAさんはこの様な状態とか、いろいろなケースに対しまして、主に高齢福祉課と連携しているのが今の実情でございますが、今後、この事業の充実を図ることから危機管理担当とも十分協議して参りたいと考えております。

反保委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、民生費についての質疑を終わります。

続いて、消防費に入ります。

決算書の105ページから108ページをごらんください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、消防費についての質疑を終わります。

続いて、教育費に入ります。

決算書の108ページから124ページをごらんください。

質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 決算書の113ページと115ページのところで、いつもお聞きいたしますが、要保護、準要保護児童についての扶助費等が掲載されております。

昨年度においては、小学校、中学校の就学援助の人数はいかがであったかお尋ねをしたいと思います。割合ももしお出しでしたら、それも含めてお聞かせください。

それから、同じ就学援助にかかわってですが、PTAの会費とか生徒会費とか、そういったものを上乘せしようという通知が以前、数年前に出されてるんですが、これはなかなか実現されないままなんです。昨年度においても実現されないままで執行されたというふうに受けとめていいのか、これが2点目です。

それから、もう1点なんです、この就学援助の基準について2007年度から厳しい基準に変えられておまして、その基準も変えないままで昨年度執行されたということで認識すればいいのか、この3点についてお聞きしたいと思います。

反保委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 平成23年度、小学校につきましては要保護児童が1名、準要保護児童が131名、合計132人の小学校の全児童数に占める割合は15.4%でございます。また、中学校につきましては、要保護生徒が2名、準要保護生徒が60人の合計62人となっております、全校生徒に占める割合は14.1%です。平成22年度と比べますと、小中全体で3名が減り、生徒児童全体に対する割合は横ばいでございます。

続いて、2点目、3点目のことをあわせて答弁させていただきますと、この要保護児童及び準要保護児童の扶助費の費目の拡大及び2007年度の改正についてでございますが、この辺につきましては、昨年度も委員会のときに交付税措置してますよという通知のもとにPTA会費並びにクラブ活動費、また生徒会費等の拡大の検討のご質問を受け、要保護の生活保護世帯や生活保護基準の所得を準用して判定している準要保護世帯の対象者について子育て環境の変化や当時子ども手当の関係とかを考慮して慎重な議論をしていくとお答えしましたが、先ほども基準の厳しくなったことを活用しないかということでしたが、あわせて現在も児童手当が一律に支給されている現状でもございますので、交付税により一部は措置されますが、ほかにつきましては一般財源で賄わなければならないことも踏まえまして、継続して議論していきたいと考えております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 求めてきたことに対してお答えをいただけていないので、それは残念です。Q&Aのお答えじゃないんですよ、応じていただけていないので、それは残念なんですけれども、先ほど子ども手当のことをおっしゃいましたが、今は児童手当という名前が変わっていたかと思えますけれど、そのことによって、家計の負担としては増してるケースも多いんで

すね。今後増すということになりますけれど。

ですので、そのあたりについて、今後もよくご検討いただいて、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

ちょっと数について、再度確認するんですが、2010年度の数を確認させていただいてもいいですか。小中合わせてマイナス3とおっしゃったので、ちょっと私の持つてる資料と計算が合わないのので、2010年度の小中の数をお聞かせください。

福井教育委員会事務局学校教育課長 済みません、平成22年度の方でよろしいですか。

平成22年度の小学校の要保護につきましては4名、準要保護につきましては121名、これは小学校です。続きまして、中学校につきましては平成22年度は要保護は3名、準要保護は69名です。

反保委員長 中原委員。

中原委員 数を確認させていただきましてありがとうございます。

この小中合わせてで言うと横ばいということでありましたが、小学校はややふえているという印象を受けておまして、その世帯の経済状況がまた上向きになってくれることを願うわけなんですけれども、その子たちはまた中学校へ上がってくるということになりますから、ぜひ教育の機会均等を町としても努力して充実させていただきたいと要望しておきたいと思います。

それから、もうちょっと就学援助についてなんですが、この制度、頑張って周知されてるのもよく知ってるんですけど、やっぱりまだ周知が十分じゃないんです、残念なことに。

私が聞き及んだところでそこまでしてるのかと思ったのは、実際に学校の先生がこの家庭はちょっと心配だなと、経済的に心配だなというふうに判断をされて、失礼やけどもこういう制度ありますけどご存じですかということまで先生から直接保護者に対して伝えていただいているということを聞いたときに、そこまでしてくれてるのかと思ったんです。

ただもう一方で、こんな制度あるの知ってるのっていうふうに聞くと、いや、そんな制度知らないと、学校からお手紙もらってるでしょうって聞いて、いや、見覚えがないな、そんな制度あるのっていう声がいまだに残念ながらあるんですね。ですので、一層この制度の周知の努力を求めておきたいと思います。ぜひよろしく願いいたします。

反保委員長 ほかにございませんか。川端委員。

川端委員 109ページの報償費の講師謝礼、スクールカウンセラー報償費が、これももしかしたら補正予算で出てきたんかもわからへんのですけども、当初予算では79万2,000

円で、この決算では110万円少しになってることと、あと学校支援コーディネーターも当初予算からしたらかなり60万円ふえてるということで、これのちょっと内容をお聞きしたいと思います。

反保委員長 山路課長。

山路教育委員会事務局指導課長 スクールカウンセラー報償費について、若干減になってるのは、時間が減少したということです。

川端委員 ふえてますね。

山路教育委員会事務局指導課長 勤務が少なかったということです。

また、学校支援コーディネーター報償費についても同じく勤務の時間減少ということで、少なくなっております。

川端委員 相談事なんですね、特にやっぱり中学校が中心になるかと思うんですけども、小学校の方なんかは全然されてないんですか。

反保委員長 山路課長。

山路教育委員会事務局指導課長 スクールカウンセラーについては中学校については府からの派遣で、この予算書には反映されておられません。府からの直接執行となっております。

ここに入っているのは、小学校におけるスクールカウンセラーの報償費ということで、小学校における相談分です。

川端委員 なぜお聞きしたかというたら、今いじめの問題がすごい社会的な問題になってきてる、岬町で私はあんまり聞かないから、本当にうれしく思ってるんですけども、やっぱりそういったところの相談もあるのかなと思って、あるんですね。教育長がうなずいてるから。

反保委員長 山路課長。

山路教育委員会事務局指導課長 いじめに特化したといった相談はないんですが、学校生活においての相談ということで、いじめ問題についても含まれるということで考えております。

川端委員 全国的なニュースで、毎日のように新聞で見るとなことは岬町においては絶対大丈夫って、教育長、これもう確信持って言えるんでしょうか。

笠間教育長 先日、本会議場でも評価書を出させていただいていると思います。その中に詳しく教育委員会の事業を報告させていただいているところがございますけども、現時点におきましては、委員の言われるとおり、いじめ問題等々が起きてないというふうに解釈していただいたら結構だというふうに思います。

川端委員 ありがとうございます。そしたら、安心して。

次に、110ページの幼稚園就園奨励補助金914万6,100円とあって、これは大体何人分といったらいいんか、ちょっと内容を教えていただきたいと思います。

反保委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 今、委員ご質問の幼稚園就園奨励補助金の件数ですが、平成23年度につきましては海星幼稚園が49人、教円幼稚園が28名、淡輪、公立の幼稚園については4名、あと、町外の幼稚園につきましては4名の、計85名に対して就園補助金を支払っております。

反保委員長 川端委員。

川端委員 先ほど、年少扶養控除の廃止に伴ってという、違うところで出てきましたけども、私は町内の方では別に年少扶養控除の廃止に伴って幼稚園の就園奨励補助金がどないなっただってということで、町内の方からは聞いてないんですけども、よそのほうではかなりこれに影響してるということをお聞きしたので、岬町においては問題ないんかということをお聞きしたいと思います。

反保委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 国からの情報によりますと、国全体の5,000の方がこの改定によりまして補助を受けられないということをお伺いしておるわけなんですけど、岬町におきましては、現在、平成24年度、私立幼稚園64名、公立幼稚園3名の67名の申請が今現在のところありますが、年少扶養控除の廃止による影響は1件もないということでございます。

反保委員長 川端委員。

川端委員 1件もないということで安心しました。

次に、118ページのスクールガードリーダー報償費のところ、ちゃんとこの内容をお聞きしたいと思います。

反保委員長 竹下課長。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長 スクールガードリーダーは今現在2名を委嘱しております、その2名分、年間100日の子どもの見守りの活動に対しての報償費ということでございます。

反保委員長 川端委員。

川端委員 そしたら、2名の方が具体的にはどんな形で見守ってくれたんかしら、これ平成23年度やね。

反保委員長 竹下課長。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長 まず、小学校区、岬町の場合3校区ございます。1人のスクールガードリーダーの方には多奈川小学校を軸にしまして、全町内を単車で回っていただいている、特に登校時、下校時において回っていただいております。

もう1人の方は、淡輪地区を中心に、これもオートバイのほうで見守り活動をしていただいているというところでございます。

反保委員長 川端委員。

川端委員 岬町、広い範囲でこうしてスクールガードリーダーの方2名で、あとはボランティアの方が登下校を見守ってくださってるということで本当に安心なんですけども、今、やっぱり全国的にも子どもさんに対する交通事故等も多いので、通学路の安全対策について、安全点検というのか、総点検についてはどこまで進んでるのでしょうか。

反保委員長 山路課長。

山路教育委員会事務局指導課長 通学路の安全点検については、先日、文科省から府を通じての調査がありました。

その中で、町内担当課、また泉南警察と連携して点検した結果、町内10カ所改善が必要というところがありました。それに向けて町の担当課、また泉南警察と改善を図っているとところです。

反保委員長 川端委員。

川端委員 そしたら、これから調査、安全性を点検したのを、特に10カ所これからも考えていくというのか、やっていくということですけども、各地においては基本条例をこしらえたり、また道路整備計画の策定を総点検に基づいてやっていくということで、当町としてもまたこういうことも踏まえて本当に子どもが安心して通学できるようにしていただきたいということを要望しておきます。

反保委員長 山路課長。

山路教育委員会事務局指導課長 1点補足なんですけども、10カ所の中では、1カ所改善されたところが現在あるということで、残り9カ所ということで訂正させていただきます。申しわけございません。

反保委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 お諮りいたします。

暫時休憩することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

再開時間は2時50分。

(午後 2時37分 休憩)

(午後 2時50分 再開)

反保委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたしますが、その前に、早野副理事より統計調査員の人数についての報告がございます。

早野副理事。

早野まちづくり戦略室副理事兼企画担当課長 歳入での中原委員のご質問でございますが、統計調査員の登録数ということで、171人の登録を現在いただいております。

反保委員長 それでは、教育費の質疑を続けます。奥野委員。

奥野委員 1点だけお聞きします。各小学校、中学校でもそうなんですが、その中で自動体外式除細動器賃借料それぞれ挙がってますけれど。

反保委員長 何ページでしょう。

奥野委員 ページ数、112と114ですね。

挙がってますけれど、これを使うような事故が実際起こってはないと思いますが、近年、使うようなことはあったかどうか、それだけの確認です。

反保委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 今のところ、学校のほうからはそういう連絡はございません。

反保委員長 奥野委員、よろしいでしょうか。

田島委員。

田島委員 1点だけちょっと質問させていただきます。

決算書の122ページ、共同調理場費の部分で、1億3,200万何がしの部分で、今回不用額でかなり努力されて節約していただいているんですけども、先ほども学校給食の滞納分等いろいろお話、説明、質問を聞いたんですが、大きい面でこの調理場というのはどの部分を指してるんか、まだ不勉強ですので。給食の調理してるのは何カ所あるんか、ま

ず教えていただきたい。

そして、そのある箇所は生徒数何名分の、この調理場は何名分の調理をしますと、その内訳をちょっと教えてください。

反保委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 岬町におきましては、給食をつくっているのは共同調理場、多奈川にあります1場、これにつきましては各小学校及び淡輪幼稚園に配送しております。

もう一つにつきましては、岬中学校が自校式で行っています。その二つです。

現在、給食センターのほうの食数は、平成24年5月1日現在の人数で申しますと、小学生は811名、小学校の先生が80人。幼稚園が87人、同じように先生が8人。給食の調理員さんが13人の999食と、検食数を合わせて1,000食を超える調理を行っております。

また、岬中学校におきましては、生徒が435名、中学校の先生が43人、調理員が5人の483人と検食数を含め、約500食を調理しています。

反保委員長 田島委員。

田島委員 そしたら、今現在は2カ所の調理場で調理を賄っているということで、この多奈川小学校の部分については過去スペースの、場所の問題等々でいろいろ議論があって、最新のオール電化のすばらしい給食センターを設置した、その経緯は私知ってますけども、そして、まず多奈川小学校にある調理場、ここの給食数、数の最大能力は何食分までできますかな。急に言うて申しわけないけども。それをまず聞かんとちょっと話進められませんので、慌てません。

反保委員長 古谷教育次長。

古谷教育次長 過去から引き継いでおるデータですけども、パンフレットに記載しておりますが、約1,500食ということで把握しております。

反保委員長 田島委員。

田島委員 教育次長からのご答弁いただいて、多奈小の給食調理場については約1,000食、そして中学校のほうについては500食。大体、1,500食は必要やということがわかったんですけども、ここで一つ、2カ所で作るということは無駄が生じますので、1カ所に絞って集中的にすれば、その分、人件費、いろんな部分とかでロスが少ないと思うんですね。できれば1カ所で統一できないのか。

そして、この部分ともう1点は、決算書見たら、かなり人件費もあつてると。そしたら、

この調理場は直営でなきゃ駄目なのか。民間委託しても別に支障ないのと違うのかな。公務員でないとこの調理できないのかと、そういうことを疑問を感じるんですけども。

この調理場建設時、このときにスペース的な問題でいろいろ議論したんですね、運動場が狭なるやないかといういろんな問題があったんですけども。このときに、私も一つ提案をしたことがあるんですね、直営でなく民間で運営したらどうかと。

それはなぜかと言うと、深日港の船舶の発着がなくなって深日港の飲食店街が衰退してるということで、一応救済措置としてここの飲食店街の調理免許を持った方に組合として委託してはどうかと。これは、深日港の飲食組合の方の要望が挙がってるはずですけども、これを申しあげたら、当時のトップがそういうことは考えられへんということでもやりましたと思うんです。

もう年数もかなりたってますし、今、中学校で500食各小学校、幼稚園等で1,000食、当然、1カ所で集中的に調理すれば十分いける数字ではないのかということで、この2点について、民間をすべき時代じゃないかと。そして、1カ所で集中的に子どもらにおいしい給食をつくれるのではないかと、この2点あるんですけども、この部分について。

担当職員では答弁しづらいと思うんです。これについては教育次長なり町長なりで一逼りちょっとご答弁願いたいと思うんです。

反保委員長 古谷教育次長。

古谷教育次長 まず、統合すればスケールメリットが出てくるのではないかなというご指摘やと思いますし、かねてよりその議論は事務局内部でもしておるところでございます。

まず、学校給食につきましては、安全、安心な給食ということが大前提で進めておるところでございます。

先ほどご質問にありましたように、学校給食センターをフル活動すれば1,500食でできるん違うかという発想は私どももかねてより持っておるところでございますが、委員のご質問にもありましたように、建設当時に、そもそも2カ所でやるということを前提に設計されて工事されて、設備等が設置されてる状況でございます。

したがいまして、子どもの数がこれから減ってきて、1,400人を切ってくるとかということになれば、数字上はできるかなということになるんですけども、設備がそれについていけない。

例えば、中学校の分を給食センターで調理して運ぶとなりますと、コンテナをどうやって運ぶんか、そういう設備がまずない。トラックの発着とかも含めて、そういう設備の改

善が必要になってくる。要は、ハードが2カ所でやるという前提で整備されていますので、1カ所でやるということにハードの設備も含めた改修費が必要であるというふうに考えております。

それと、統合することによるスケールメリットの差が出て、経費面のメリットを見出していかなあかなというふうに思っております。

ただ、ご指摘ありましたように、最新式の設備を導入しております、IHの回転釜等が一つ改修するのにつきましては700万円程度ございます。私ども、粗い試算を今しておるところでございますけども、統合してやるについては数千万円程度の新たな設備投資が要るのではないかなというふうに考えておまして、なかなか毎年度の運営経費との差から見て、今のところ経費面のメリットが見えてこないということで、今すぐ提案をさせていただくような事態ではないなというふうに考えております。

ただ、ご指摘の点でございますので、子どもの数、先生の数合わせて1,500食をこれから切ってくるというふうに思われますので、今後も検討は進めたいというふうに考えております。

次に、民間委託、これもかねてより各議員からもご指摘はいただいております、そういう直営と民間委託を比較検討したらどうかというご質問なりご提案はいただいております。

これにつきましては、かねてより説明をさせていただいたところでございますが、保育所給食との兼ね合いもございます。現在、この給食共同調理場費の職員の給与関係、決算にあがっておるわけでございますが、これは調理委員の5名分があがっております。あと、栄養教諭とか栄養士、これも現場で働いておるんですけども、これは府費の負担職員ということになってきております。

あとは、アルバイトの者が調理員で7時間勤務の者が9名、5時間勤務の者が3名で12名、それと臨時の配送の運転手、これは極めて短時間なんですけども3名雇用しまして、交代制で運営しておるというところでございます。

ポイントは、やはり正職員をどうするかということでございまして、かねて説明させていただいたこともあるんですけども、これを民間委託にせよという、仮にしたら、確かに教育費のほうは下がる可能性はあります。ただ、下がると言い切れませんので、民間の見積もりとか、契約取って下がる可能性があればやってもええんかなというふうに思っております。再度、これについてはことしも見積もりをとっていきいたいなというふうに思っており

ます。

ただ、そしたら、職員をどこへ持っていくんやと、これは保育所給食との兼ね合いでございませう。教育費が下がっても民生費のほうが、民生費のほうがアルバイトを使ってやりますんで、それを正職員に置きかえますと民生費のほうが上がってしまうということなんで、これは岬町やはり全体で検討しないとイケない課題だなということで考えております。

反保委員長 田島委員。

田島委員 教育次長がおっしゃるとおり、安心、安全の給食の配食するんが教育委員会の責務と思うんです。しかし、この予算を見て、今回はかなり不用額が800何ぼになって、結構努力されてるのはわかるんですけどね、ただ、これだけの調理員が5名、そして今、説明受けたアルバイト9名、3名分。そして配送の3名。

ただ、1,500食をつくるのにこれだけの調理員が必要かというのは、今、次長がおっしゃったとおり、先端のハイテクのそういう調理器具があるわけですね。それにそれだけの調理員が必要であるのかないのか、また一遍検証されてるんか、してほしいわけですね。

結局、他の給食の部分と岬町じゃなしに、他の部分の1,500食に類似したところの1,500食つくるのにこれだけのコストが要る、岬町は今コスト。しかし、安心、安全は大事ですよ。しかし、安全な1,500食つくれるんであれば一つつくれる方式で今後、長期的じゃないんですけれども、今、次長がおっしゃったとおり、そういう民間委託の方向性に方向性を変えていただきたいんですわ。

ただ、職員の配置等云々については、それは大変な課題が残ります。それは、民間委託の事業に向けての配置の方法も、そこは調整していただいて、議会はそんな人事権持ってませんので、担当課のほうで、そういうまた配慮をしてあげたいということをまず、これ要望しか仕方ないからな、お願いやからね。こうせえ、あせえ言うたところで担当部局はやっぱりそういうわけにいかんと、教育の問題やから余り議会も口出されせんけどね、やっぱりもう時期的にぼちぼち生徒数も減ってる時期ということで、1カ所にもうまとめの時期じゃないかなと思います。

ただ、財政的にもいつまでもこういうことをすれば、本当に直営でいいかなと。今もう民間委託の時代に直営で給食、温かい調理場やなと思うかしらんけど、もうぼちぼち切りかえをしていただかないと駄目だと思いますんで。

最後にもう1点だけ、賄い材料費が6, 153万6, 000何がしとか要ってるんですけども、この食材は地元の食材は何割ぐらい使用されて、町外から何割ぐらいの食材を調達して、そして配食してるんか。

一つね、地元のものをつくってる農家の方にちょっとこういう苦言を呈されたんですわ。学校給食にもわしらも貢献したいということで、わしらがつくった分もちょっと納入どうかという、何か検討委員会か何かあったみたいですか。そこで提案したら、仮に曲がったキュウリは調理しづらいから駄目やと、そういう発想の管理栄養士がおるということを僕は聞き及んでるんで、そんなばかなことはない。調理したら曲がっても同じやないかと。真っすぐのキュウリも曲がったキュウリもスライスすれば同じ大きさになるんではないかと、そういうばかな考え方の調理師がおったらけしからん話で、やっぱり地元、地産地消というのは本来学校給食の教育の方針と思うんです。

そういう考え方を持つてる方は、どうも私としたら教育に通じる方としたら不適格者と思いますので、もしそれが事実だったら、その方に謝罪もしておかないといけない。うそというならまた連れてきますけども、その方を。岬町で一生懸命府の助成もろてつくってる方ですから。

それはさておいて、ということで、地元で何割のものを使って、足らん分は何割どこで、肉とか野菜とかお米も全部入れてですよ、それ、わかるのやったらちょっと出していただきたいなど。

反保委員長 古谷教育次長。

古谷教育次長 食材の購入状況ですが、今、課長も手元に資料がないようでございますので、すぐ。

田島委員 後刻でも結構ですよ。

古谷教育次長 資料はありますねんけども、今手元にないだけですんで、後でまた報告させたいと思います。

それから、曲がったキュウリ云々というお話ございましたけども、ちょっと理解できないのはほとんど手作業というより、切るのも大体スライサーとかで機械でやりますんで、曲がったキュウリもどんな使い方する場合でも余り影響ないというように考えておまして、そんな声があるのかなというふうに思います。

それから、地産地消につきましては、一旦関係者にも呼びかけて取り組みを始めたことございました。実は品質より、まず農業をされてる方が非常に少ないというふうに私ども

もそのときに改めて感じまして、町内で農業で生活されてる方ってほとんど、もう五、六人程度なんです。

給食のほうは、先ほど言いましたように、全体で1,500食ぐらいの食材をメニューを決めて、朝の8時何分に必ず持って来てくださというやり方をせなあかんと。農業者の方と話をしますと、それはちょっと無理やというのが大半の声でございました。

ただ、保育所とも連携して、まずできるところからやろかというて一遍やったことあります。給食センターの食材を実は確保できないというのが実情でございまして、保育所給食のほうでやってもらったことはございます。

ただ、継続して毎日野菜を入れてもらえるかというたら、この辺が非常にハードルが高いということがわかりましたので、まず地産地消の進め方については小規模であっても、例えば多奈川財産区の竹やぶで採れたタケノコを使うとか、そういうことで、それを食育につなげていくということで現在は進めております。

さらに大々的にということであれば、教育委員会から見ますと、実は農業の振興のほうを先にやっていただかんとその食材、なかなか購入させてもらわれないなというのが実感でございます。

反保委員長 田島委員。

田島委員 教育次長が言うとおりにやと思うんですわ。しかし、その方は一生懸命思ってお話ししたと思うんですわ。そこで、その審議会か何かの会で、熱心な余りその議論になって言われたんを勘違いしたんか悪くとったんかわかりません。

しかし、そういうことになるという恐れあるんで、ちょっと言い方も考えていただいて、その方も責任持って供給できるという自信もなかったと思うんですけども、そういうことで一つお願いしたいなと思ひまして。

ちょっとくどいようですけど、民間委託する方向に持って行ってほしいわけですね。受け皿ない言うなら、私またこの深日港が衰退した問題で困ってる商店街の組合の方にもまたお願いにも行く考えも持ってますので、できたらここも閑古鳥鳴いてるし、やっぱり昼間だけでも安定したそういう仕事も欲しいなという気持ちは、まだ聞いてませんよ。気持ちはあると思うんです。そしたら、昼間、学校給食の生徒にいい食べ物、食事こしらえて、夜は夜でまた自営にもできるし、そういうことで雇用面でも考えて委託のほうを考えてほしいなと思うんですけども、町長どうですか。

反保委員長 田代町長。

田代町長 今回の教育現場の意見は、いろいろ検討の中での説明をさせていただいたと思いますが、私自身の考え方を申し上げますと、当初、田島委員さんからおっしゃったように、給食センターを建設するに当たって、中学校との整合性の問題等、いろいろご議論をしていただいた経過があるかと思っています。

その中で、やはり学校は学校給食としての場所も十分それだけの調理室をやるだけの可能な面積もあるし、現在やっている中で、あとは小学校給食に対して、あそこにセンターとして建設された経過があるということです。

そんな中で、現在、コスト面の話をしますと余り変わりません。民間でやるのも官がやるのも余り変わらない私は思っております。ただ、民間に委託しますと、どうしても売り上げ、利益を中心に考えますから、どうしても今おっしゃってるような地産地消とかいう問題も非常に難しい問題になってくるかなと思います。

それと、現在働いている職員の身分等もきちっと守ってやらないいけない問題もありますし、それと一番大事なのは、配送するに当たって、確かに短い距離ではありますけども、学校にすれば、もう学校の中で給食を温かい、そのまま中毒を起こすことのないような状況にあるということになれば、一番最適な場所は、私は、共同調理場になってるかなと、そういうように思っております。

片方、センターのほうでは、先ほども1,000食プラス中学校給食の500食、1,500食、数としてはまあまあいけるかなということなんですけれども、果たして今後それを1,500食つくるのに、今のセンターでいいのかということになると、相当な経費がかかってくる。

行政改革を進める中、そういったハード的な事業をそこへ持っていくべきかどうか、つまり、官でやるべきものは絶対官でやっていく、民でやるものは民でやっていくということとを振り分けますと、やはり今回の給食センター等の問題については、子どもたちに安全な給食を提供するということからいくと、どうしても官でやるべきじゃないかなと思っております。

つまり、泉南市でもありましたように、プールの問題も、やはり民間委託してたがゆえに、結果的には事故ということですけども、ああいったような死亡事故が子どもさんの悲しい事故が起きたということになると、やはり責任の所在を明確にするには、やはり一番大事なのは食中毒ということに関しましては、やはり行政が責任を持ってこれに当たらなければいけないということを考えますと、統合することについても十分な時間をかけて検

討する必要があるかなと思っております。

それと、委託にしても、そういった状況で安全な給食、より質のいい給食を子どもたちに提供するには、やはりコストを考えないで、栄養化された給食を与えるということから、余りコストを考えないほうがいいんじゃないかなと思っております。

そんな中で地産地消がうまく利用できたらいいと思っておりますので、十分な検討をさせていただきたい。もちろん、議会の皆さん方のご意見も頂戴しながら、さらに検討を深めていきたいと思っております。

ただ、行革メニューの中では一応民間委託等の検討とか統合等の問題ということについてはメニューとして挙がっておりますけれども、全てがそのとおりにやるかではなく、やはり提供を受ける方が本当に質のいいサービスが受けられるかということ、十分検討すべきだと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

反保委員長 田島委員。

田島委員 町長のおっしゃってることは間違いでない。このセンター方式についても以前は議論したんです。自校方式やと温かいものをすぐに食べさせたいということで各校で給食をとという議論もあったんですわ。

しかし、そういう財政上、やっぱりコスト面考えたらセンター方式でなければということとで前はセンター方式を取り入れたという経緯もございますし、町長が、やっぱり官でやったら安全やと言いますが、民間でもやっぱり管理栄養士とか立派な方もおりますんで、そんなんで一概にどれがいい悪いはこの場合は議論やめといて、ということで行革委員会ですでにいろいろな質問を言うたりしますので、一つ、いずれにせよ少子化の時代ですから、財政圧迫しない方法で一つ検討していただきたい、かように思いますんで、一つ提案というんかお願い申し上げます。

私からは以上です。

あと、教育次長、何割については後刻いただきますんで結構です、食材の。

古谷教育次長 食材の購入ですね、資料、来ましたらまた報告させていただきます。

田島委員 それで結構です。

反保委員長 ほかにございませんか。中原委員。

中原委員 決算書の109ページの、休憩前だったと思いますが、スクールカウンセラーの報償費にかかわって少し議論があったところで、ちょっと最近の実態をお聞かせいただきたいと思うんですが、以前、相談したくてもなかなかカウンセラーの相談時間が空いてないと

いうぐらゐの利用実態があつたんですね、ニーズがあつたというか。

そういう時期があつたと思うんですけど、ここ最近はそれはいかがかということをお尋ねしたいというのと、それから、同じく休憩前の議論で、幼稚園就園奨励補助金の議論ありましたがけれども、福井課長がいない、福井課長が帰つてからにしよう。この質問は後でさせてもらいます。

資料の114ページの、これは中学校費の節14の使用料及び賃借料のところ、音楽会の参加バスの借上料というのが予定されていたと思うんですけど、これは結局執行されなかつたようではありますが、いきさつや何かの工夫によってこの予算執行しないで済んだということなのかなと思つて。

反保委員長 山路課長。

山路教育委員会事務局指導課長 スクールカウンセラーの相談についてですが、昨年度は年間46回実施いたしまして、子ども40人、保護者93人、教職員58人といった相談実績でした。

回数からにつきましては、カウンセラーのほうからも年度末に意見も聞いてるんですけども、特に小学校の場合、発達にかかわる相談も多いという中で、検査等も実施する中で時間的にはもういっぱいであるといった状況です。

反保委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 中学校費の、今、中原委員の言われました音楽会のバスを使わなかつた経緯の対策についての返答なんです、この辺については町のバスを利用して行つたということです。

反保委員長 中原委員。

中原委員 今のバスの件については努力されたということかと理解したいと思います。

先ほどお答えをいただいたスクールカウンセラーの相談時間の問題なんですけど、今お聞きしたことで言うと、やはり相談の時間枠をふやす必要があるんじゃないかなというふうに思うんですね。

私、この時間数が足りないというのは、かなり前にそういう実態を聞いておまして、それと恐らく実態としては変わっていない、ニーズのほうが上回っていると、受け皿が足りないというのが実情かなというふうに思いますので、これはふやす方向でぜひご検討をいただきたいと要望にとどめておきたいと思つます。

それからもう一つ質問なんです、110ページの休憩前の議論で、幼稚園の就園奨励

補助金のことなんですけど、福井課長が全国的に補助が受けられなくなる方が5,000人おられるという格好でよくお調べにもなってお答えいただきましたが、平成23年度、昨年度においてのことであるのか、私、さっきうっかり勘違いをして、扶養控除の影響が出始めるのは今年度からやということがさっきの議論でわかったつもりでおったんですけど、福井課長の先ほどの答弁からすると、もう昨年度から影響が出ているということになるのか、違いますかね。

そしたら、福井課長がおっしゃった、その5,000人が補助を受けられなくなるということは、今年度、そういう見通しがあるということなんですね。岬町は今年度においてはそういうことは見受けられないということですね。

はい、わかりました。じゃあ、そのこと確認できたので、結構です。

反保委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 先ほどの田島委員から、岬町での食材、地元、地産地消でどれだけの割合で地元業者がつくってるかということなんですけど、ちょっとこの辺につきましては、卸の単価で割り戻してますので、町で購入している業者を他の市町村で割り戻しますと、町が4割程度です。他市町については6割ぐらいは購入しております。

田島委員 4割の中で何と何が大体そなんわかるわね。お野菜とかお肉とか、そなんわかるんですか。

福井教育委員会事務局学校教育課長 ちょっと済みません、商工会につきましては、野菜、肉、調味料、豆腐類、コンニャク等を購入しておりますので。

田島委員 福井課長、僕個人的にまたお聞きしますんで。

反保委員長 竹原副委員長。

竹原委員 120ページでございます。公民館の淡輪公民館費で何点かちょっと教えていただきたいのです。

一つは、臨時職員さんに来ていただいていると思うんですけども、されてる仕事の内容というのがあらかたわかったらちょっと教えていただきたいのと、それと、節14の使用料及び賃借料の空調設備機器リース料って結構高いなと思いながら見てるんですけども、これはリース料なんで、恐らく何年までっていう契約があると思うんですけども、それがいつまでっていうのがわかれば教えてください。

反保委員長 天野公民館長。

天野教育委員会事務局淡輪公民館長 まず、1点目ですが、臨時職員の職務内容でございますが、

現在、用務員1名、事務の臨時職員が1名、図書司書が1名の合計3名を雇用しております。

まず、用務員さんにつきましては、淡輪公民館、施設の全体の掃除などをしていただいております。また、図書司書につきましては、公民館の中で図書室がございますので、その管理等、また貸し出し、返却等の事務をしていただいております。また、事務職員につきましては、クラブ協議会が現在26クラブございます。そのクラブ協議会がうちの館を使用しますので、その予約、あるいは申請、あるいはお金の領収などをしていただいております。

続きまして、2点目の使用料でございますが、平成20年から平成33年までの間をリースとして空調関係を使用しております。

反保委員長 竹原副委員長。

竹原委員 それということは、リース料のことなんですけども、平成33年までに公民館がどなかになってもたというときでもリース料はずっと支払い続けなくてはならないということですね。確認です。

反保委員長 天野公民館長。

天野教育委員会事務局淡輪公民館長 当然、施設がつぶれたりしても空調のリース料は平成33年まで生じるということでございます。

反保委員長 竹原副委員長。

竹原委員 平成33年といいますと、あと9年あると思いますんで、また長寿命化計画というんですかね、やっぱり公民館も延命をしていくようによろしくお願いします。

反保委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、教育費についての質疑を終わります。

続いて、公債費に入ります。

決算書の124ページをごらんください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、公債費についての質疑を終わります。

続いて、諸支出金に入ります。

決算書の124ページから126ページをごらんください。

ただし、125ページの目4、海釣り公園管理基金費は他の委員会の所管ですので除きます。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長　　ないようですので、諸支出金についての質疑は終わります。

続いて、予備費に入ります。

決算書の126ページをごらんください。

質疑ございませんか。川端委員。

川端委員　予備費についてなんですけど、私の感覚で、予備費というのはあくまでも何か緊急事態が生じたときとか、そういうときにこの予備費を流用してというふうに私は捉えてるんですけども、何か細々とたくさん予備費から流用というのが載ってるのでね、これずっと前めくっても、不用額でできるん違うんかなとかって思ったりもしたりしながら、これ、何でやるなと思いついてたんですけど、どうなんですか、この予備費。

まず最初に、この予備費は何のためにこうして予備費を500万円予算あげてるのかというところ。

反保委員長　相馬課長。

相馬財政改革部財政課長　委員おっしゃいますとおり、予備費につきましては、予算編成当時に予期しなかった支出に対しまして、本来なら補正予算等に対応するところが筋でございますけれども、緊急性などを考慮いたしまして、予備費を予算として計上しているものでございます。

ただ、運用の仕方につきましては、予備費の充当以外に、例えば費目間流用を行う方法がありますけれども、費目間流用につきましては、各費目の中には非常に金額の小さい費目もございまして、一定の制限等もございます。

そういったことから内容や必要性を吟味いたしまして予備費で対応したものが幾つかあるというような状況でございます。

反保委員長　川端委員。

川端委員　これしかやむを得なかったというふうに捉えたらよろしいんですか。

相馬財政改革部財政課長　そのとおりでございます。

川端委員　でも、あくまでも予備費というのは、多分予算も本当にきちきちで予算組んでるからということもあるんかと思うんですけども、あくまでも予備費というのは緊急の不測の事

態が生じたときに予備費は使うものやというところは変わらないですね。その辺。

相馬財政改革部財政課長 そうです。したがって、予備費が緊急的に対応するというような趣旨から、決算書を見ていただいたらおわかりかと思えますけれども、充当金額につきましては年度によって大きくばらついてるのが実態でございます。

川端委員 とすれば、予備費があるのにというふうに思いがちなところがあるので、そういうところを確認しておきたいと思いました。そうですね。いいです。

反保委員長 ほかにございませんか。田島委員。

田島委員 関連で、今、予備費の説明いただいたんですけども、使わなったらこういう運用してもいたし方ないんですけども、緊急性のための予備費やからね。それを余り悪用して次年度からまた予備費そんなぼんぼんやったらね、結局、疑義を感じるわけ、議会としたらね。ということで、予備費の運用は社会通念上、認められる範囲内でやってください。費目の関係で、制限あるでしょう。そういうことで、今回、別に疑義感じてませんけども、予備費というのはそういう方向で使いますと。しかし、次年度予算等については毎年度同じにそういうことをされたら困るということを委員会から指摘しておきますんで。

反保委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、予備費についての質疑は終わります。

以上で、一般会計歳出についての質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。中原委員。

中原委員 先ほど、学校給食について、町長から非常にまともなご答弁をいただいたと、いつもまともです。立派な立場だなと思って聞かせていただいて、そういう精神で取り組んでいただいて、本委員会に付託された予算の執行状況を見せていただきましたが、公共施設の耐震化等について、質疑はありませんでしたが、必要な予算も含まれておりますけれども、質疑で申し上げた相談事業や人権協会への補助金、また繰り返し要望している就学援助等について、住民の願いに背くものであったり、見解の相違が甚だしいものを感じられましたので、本予算に付託された決算認定については認めかねます。

反保委員長 ほかにございませんか。田島委員。

田島委員 関連するんですけども、学校調理場の部分についていろいろ決算書を見せていただいて、質疑入れて町長の答弁によれば、この給食センターの将来的なものを今後検討してい

くと、そういう答弁いただいたんで、私としたら成果が出てるんじゃないかということで、本決算については賛成討論とします。

反保委員長 ほかに、反対、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第59号「平成23年度岬町一般会計決算認定の件」のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

反保委員長 挙手多数であります。

よって、議案第59号のうち、本委員会に付託されました案件は認定されました。

議案第60号「平成23年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件」について議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 それでは、決算書の128ページから134ページをごらんください。

質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 決算書の131ページで、貸付元利収入ということで、収入済額が記載されております。このことについてお尋ねをしたいと思います。

昨年度中に収入があったのは、何件分であったか。また、その中に完済した方がおられるようであれば、その人数もお聞きしたいと思います。

あわせて、償還については順調に進められているか、このこともお尋ねしたいと思います。

それからもう1点、この会計については、来年度をもって終了する予定であるということをお聞きしたことがあります。その予定は変わりなく遂行しておられるのか、3点についてお答えをお願いします。

反保委員長 阪本課長。

阪本(正)総務部人権推進課長 平成23年度の貸付件数ですが、宅地資金としまして10件、

新築資金としまして9件、合計19件でございます。

平成23年度中に完済された方は宅地資金が9件、それと新築資金の分が5件、合計14件でございます。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 質問の2点目のこの貸付事業特別会計の終わり方なんです、償還計画でいきますと平成25年度で全ての貸付金の償還が終わる予定でございます。

しかし、一部の方につきましては、一時的に返済が滞る方もおられましたので、場合によっては平成25年度で会計を締めることができないという可能性もあります。もう少し様子を見て判断したいと考えております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 昨年度においてお支払いになって完済した件数について今お聞きしましたが、これは重なりがある可能性があるんですけど、実人数としては何人になりますでしょうか。

それからもう1点、ちょっとお答えいただいてないことがあって、償還は順調であるかどうかということをお聞かせいただきたいんですね。

反保委員長 阪本課長。

阪本（正）総務部人権推進課長 宅地と住宅と重なってる方がございますので、4名の方でございます。

それと償還ですが、順調に滞納もなしに収入していただいております。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 少し補足説明させていただきますが、今、担当者から償還の状況につきましてご説明を申し上げましたけれども、順調に償還がおこなわれているときもありましたが、ときによっては一部滞ったこともございました。

そういうこともありまして、今のところ予定どおり償還されてる状況でございますけれども、今後こういう過去の経緯もありますので、そのような経過を踏まえた上でまた償還状況を確認してまいりたいと考えております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 この償還については、過去の担当者も非常に努力もご苦労もされて納入をいただいていたという経緯もお聞かせいただいておりますし、返済の残りの人数、件数、金額とも減ってきてはおりますので、引き続いて丁寧な償還を求めていただきますように改めて求めておきたいと思っております。

反保委員長 ほかにはございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第60号「平成23年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件」について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第60号は、本委員会において認定されました。

議案第67号「平成23年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件」から議案第69号「平成23年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件」までの3件を一括議題としたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 それでは、議案第67号から議案第69号の3件について、一括議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明は省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 それでは、決算書の230ページから254ページをごらんください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、3件についての質疑を終わります。

続いて、議案第67号「平成23年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件」について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第67号「平成23年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件」について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第67号は、本委員会において認定されました。

続いて、議案第68号「平成23年度岬町深日財産区特別会計決算認定の件」について討論を行います。

討論ございませんか。

田島委員。賛成でしょうか、反対でしょうか。

田島委員 賛成です。賛成ですけども、討論のうちに入らへんのかわからへんけども、毎回毎回この中身等については作業費が何ぼ何ぼってすごいんですが、これは、これからやはり詳細、何の作業ということをやったりこれから説明いただかないと、今後、賛成はしかねる内容になりますので、今回は賛成すると思っておりますので、本来質疑すればよかったんやけども、賛成討論とかえます。

次の説明は、十分な詳細な説明をしていただくということを条件に賛成します。

反保委員長 その点、中田理事、どんなものでしょう。

川端委員 今、討論です。

反保委員長 それでは、ないようですので討論を終わります。

田島委員 ちょっと運営上ね、今委員から質疑ありましたけど、討論でも、この部分についての今後の部分について、詳細に説明してくださいという討論も僕はオーケーと思うんです。

川端委員 田島委員の討論は終わり、ほかに討論なかったの、運営上言わせていただいたら、今、担当理事者のほうに説明を求めるのがありましたが。

田島委員 説明じゃないです、次回からそういう説明を加味しておいてくださいよという討論です。

川端委員 運営上、やっぱり討論が終わったら、採決をしたらと思います。

反保委員長 ご無礼いたしました。

討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第68号「平成23年度岬町深日財産区特別会計決算認定の件」について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第68号は、本委員会において認定されました。

続いて、議案第69号「平成23年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件」について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第69号「平成23年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件」について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第69号は、本委員会において認定されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案10件については、全て議了いたしました。

本日の審査経過並びに結果につきましては、次の本会議におきまして委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

これで総務文教委員会を閉会いたします。

(午後 3時53分 閉会)

以上の記録が本町議会第3回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成24年9月12日

岬町議会

委 員 長 反 保 多喜男